

# 日置市 子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

鹿児島県 日置市



## ●はじめに

わが国は急速な少子高齢化により、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、将来的に社会経済に深刻な影響を与えると懸念されておりますが、その一方、子育てを社会全体で支援していこうという動きもみられます。

日置市においては、合併時に策定された「日置市子育て支援計画」を引き継ぐ平成22年度から平成26年度までの5年間の「日置市子育て支援計画（後期計画）」を策定し、次世代育成や子育て家庭の支援に取り組んでまいりました。

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て関連3法」が制定され、市町村においても新たな事業計画の策定が義務付けられたことから、後期計画の子育て支援計画の結果や就学前の子育て中の保護者の皆さまからいただきましたアンケート結果等を踏まえて、また後期計画の基本理念等も引き継ぎ、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の推進のために、「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本市としましても、子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施していきたいと思っておりますので、今後とも日置市の福祉行政の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに本計画を策定するにあたり、アンケート調査などで御協力いただきました市民の皆さまや計画策定に御尽力いただきました日置市子ども・子育て会議の委員の皆様、関係者の皆様に深く感謝し、心から厚く感謝申し上げます。

平成27年3月

日置市長

**宮路高光**



# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

---

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の趣旨	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画期間	5
5. 計画の策定体制	5

## 第2章 日置市を取り巻く状況

---

1. 少子化の動向	7
2. 世帯の状況	11
3. 就労の状況	13
4. 母子保健に関する状況	14
5. ニーズ調査結果	18
6. 日置市子育て支援計画の評価	26

## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念	29
2. 基本方針	30
3. 計画策定における基本的な視点	31
4. 基本目標	35

## 第4章 基本目標ごとの取り組み

---

1. 地域における子育て支援の充実	37
2. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進	52
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	60
4. 子育てを支援する生活環境の整備	66
5. 職業生活と家庭生活との両立の推進	72
6. その他の子育て支援対策	77

## 第5章 事業計画

---

1. 教育・保育提供区域の設定	87
2. 教育・保育の量の見込み	87
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保	93
4. その他項目	107

## 第6章 推進体制

---

1. 計画の周知	109
2. 計画の推進	109
3. 計画の進行管理	109
4. 成果指標	110

## 参考資料

---

・ 日置市子ども・子育て会議設置条例	113
・ 日置市子ども・子育て会議委員名簿	114

---

## 第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の背景

## (1) 人口の推移

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブームには約270万人、第2次ベビーブームは約200万人でしたが、1975年に200万人を割り込み、それ以降、毎年減少し続けています。合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、2005年には過去最低である1.26まで落ち込んでいます。

急速な少子化の進行や核家族化は、地域での人間関係の希薄化につながり、家庭や地域での子育て力が低下しているといわれています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

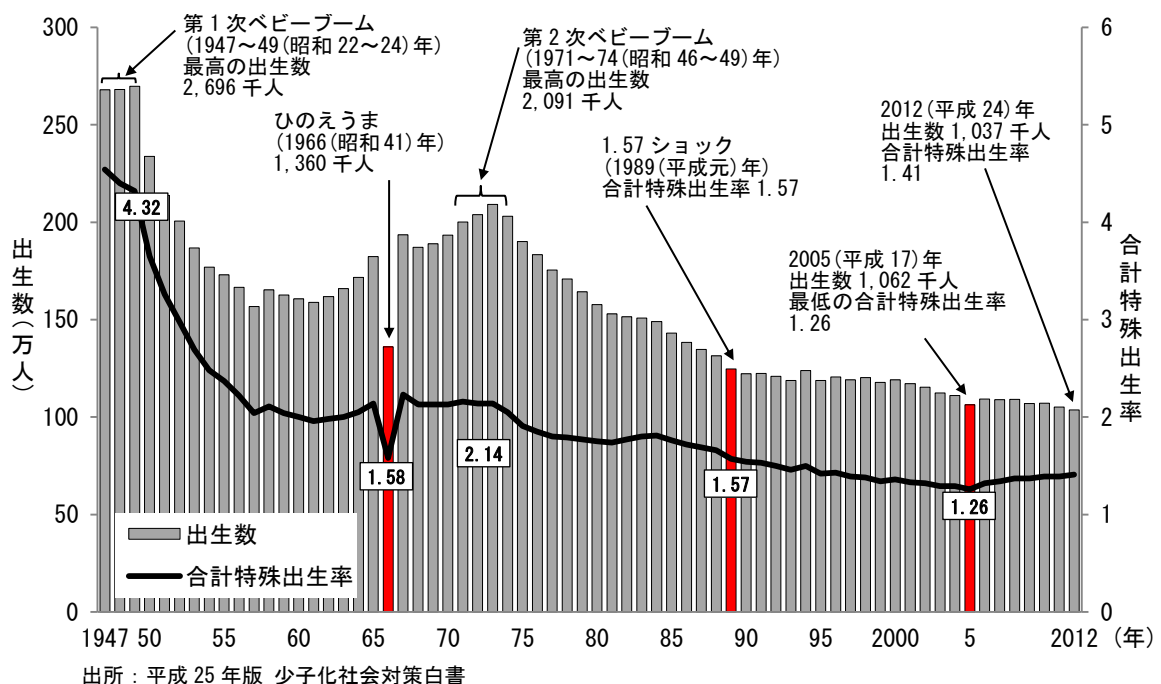
また、核家族化の進行、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。

さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子ども・子育て新システム」の検討がはじまり、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されたところです。

これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度（2015年度）から本格的にスタートするにあたり、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

出生数及び合計特殊出生率の年次推移





## 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」に基づき策定されたものであり、平成27年4月より施行されます。

社会全体での費用負担を行いながら、市町村が実施主体となり、それぞれの地域の特性やニーズに即して、より柔軟な制度運用・サービス提供を行うことで、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」に取り組んでいくことになります。

### 子ども・子育て関連3法

#### ①子ども・子育て支援法

#### ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

#### ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

##### ◆主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- ②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

### 新制度の取組内容

#### 1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- 幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ【認定こども園】の普及を進めます。

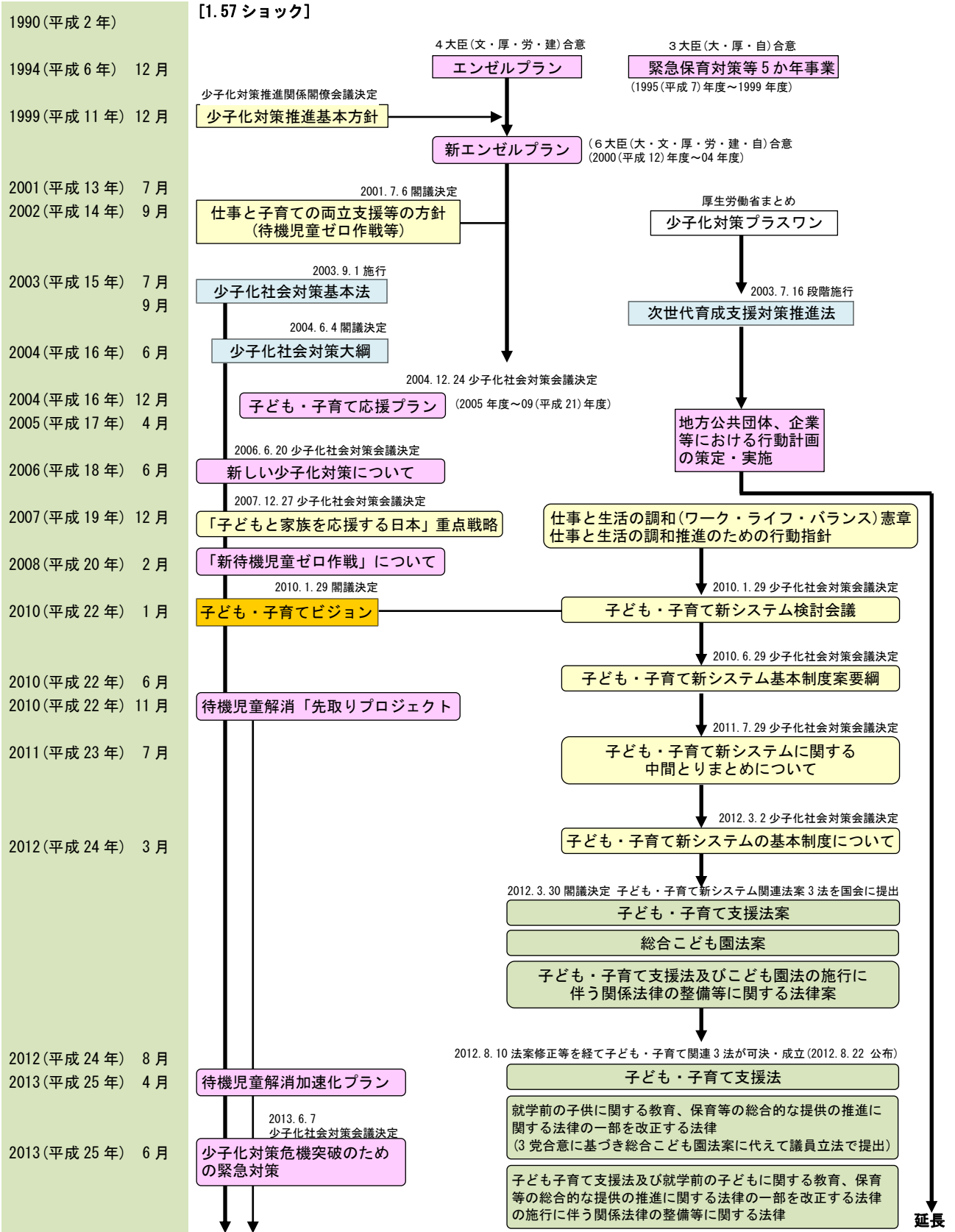
#### 2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- 市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
- 新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。
- 身近な地域での保育機能を確保します。
- 地域の多様な保育ニーズに対応します。

#### 3. 地域の子ども・子育て支援の充実

- 地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

# これまでの少子化対策



## 2 計画の策定の趣旨

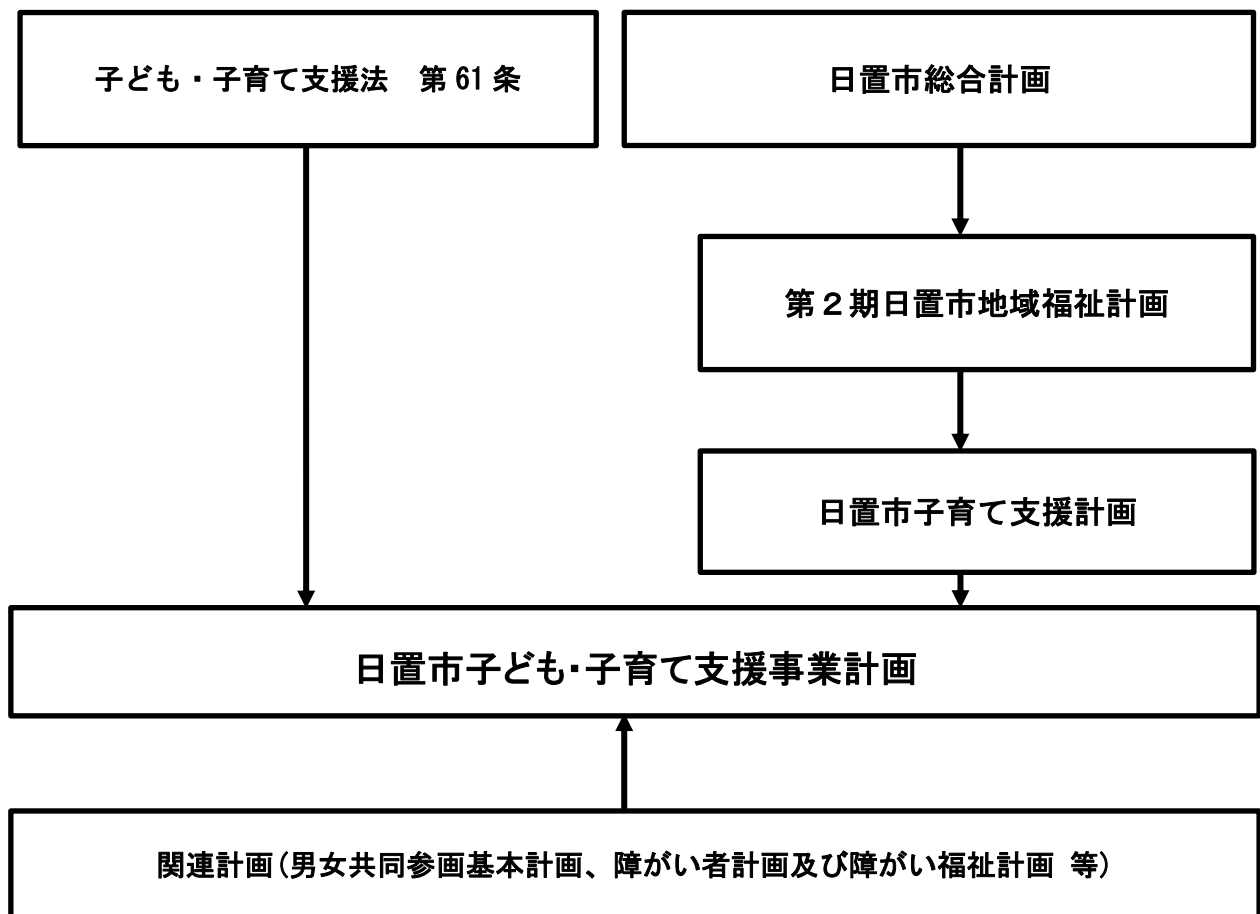
本市は、平成18年3月に「日置市次世代育成支援行動計画」を策定し、次代を担う子どもを養育する子育て家庭への支援に計画的・総合的に取り組むための施策を展開してきました。

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月からわが国の子ども・子育て支援は、新制度に移行することとなりました。

新制度は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために「日置市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

## 3 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「日置市総合計画」、「第2期日置市地域福祉計画」、「日置市子育て支援計画」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本市が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。



## 4 計画期間

本計画は、計画策定年度を平成 26 年度とし、計画期間の平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に於ける、子ども・子育て支援給付にかかる教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保などを定めることにより、市民の協力や事業者の参画を得ながら、子ども・子育て支援の充実を目指すものです。

## 5 計画の策定体制

### (1) 子ども子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 77 条の規定に基づく「日置市子ども・子育て会議」にて委員の意見を聴取して策定しました。

同会議では、本市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議しました。

### (2) ニーズ調査の実施

#### ●調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援法第 77 条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の方の子育てに関する生活実態や要望・意見等を把握することを目的に実施しました。

#### ●調査時期

平成 26 年 2 月に実施

#### ●調査種類及び調査対象

本調査は、本市在住の就学前児童(0～5歳)の保護者を対象に調査を行いました。

#### ●調査方法

本調査は、郵送及び保育所、幼稚園を通じて調査票の配布回収を行いました。

#### ●回収状況

「配布数」1,000 サンプルに対し、「回収数」は 702 サンプル、「回収率」は 70.2% でした。

配布数・回収数・回収率

配布数	回収数	回収率
1,000 件	702 件	70.2%



---

## 第2章 日置市を取り巻く状況



# 1 少子化の動向

## (1) 人口の推移

平成 22 年国勢調査結果による本市の総人口は、50,822 人となっています。

このうち、15 歳未満の年少人口は、6,611 人で、総人口の 13.0%となっています。

また、15 歳以上 65 歳未満の生産年齢人口は、29,407 人で 57.9%、65 歳以上の老年人口は、14,801 人で 29.1%となっています。

総人口に占める 15 歳未満の年少人口の割合は、平成 7 年から平成 22 年までの 15 年間で約 4 ポイント減少しています。

一方で 65 歳以上の老年人口の割合は約 5 ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

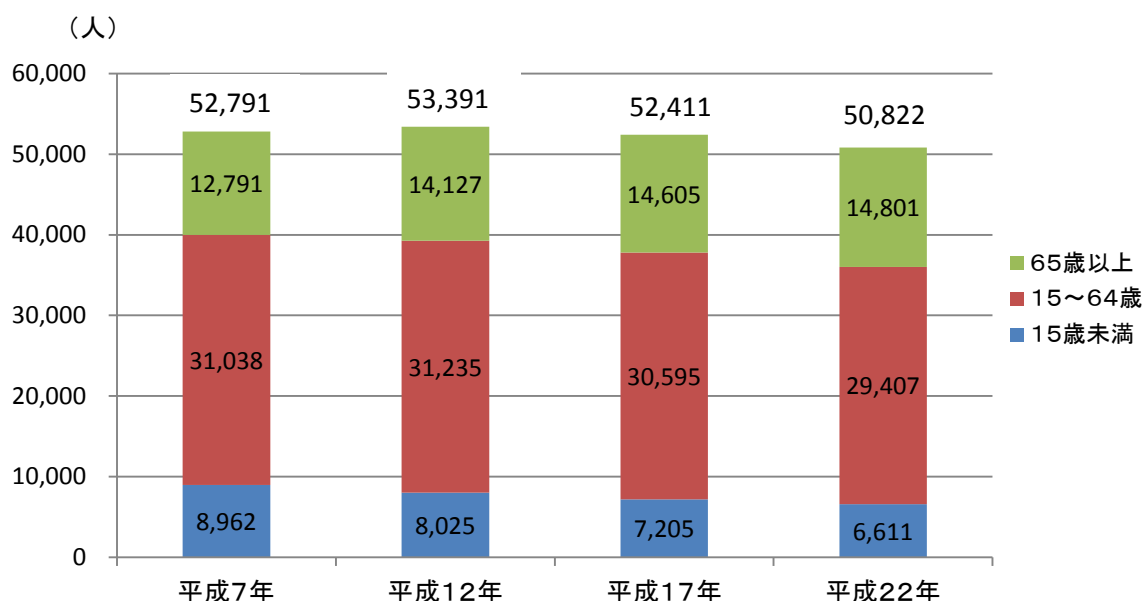
人口の推移（年齢 3 区分）

(人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
総人口	52,791	53,391	52,411	50,822
15歳未満	8,962	8,025	7,205	6,611
	17.0%	15.0%	13.7%	13.0%
15～64歳	31,038	31,235	30,595	29,407
	58.8%	58.5%	58.4%	57.9%
65歳以上	12,791	14,127	14,605	14,801
	24.2%	26.5%	27.9%	29.1%

(注) 小数点以下の処理の都合、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

出所: 国勢調査





## (2) 出生の動向

人口千人あたりの出生率は、平成20年の8.1から、平成24年では6.8と減少して、国や県と比較しても低い水準が続いています。

また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したものは、平成20年に1.67であったものが平成24年では1.45と減少して、県と比較すると低くなっています。

人口を維持するのに必要とされる2.08を下回っており、少子化傾向が続いています。

### 出生数・率の推移

#### (日置市)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数(人)	417	352	370	398	339
出生率(人/人口千人)	8.1	6.9	7.3	7.8	6.8

#### (鹿児島県)

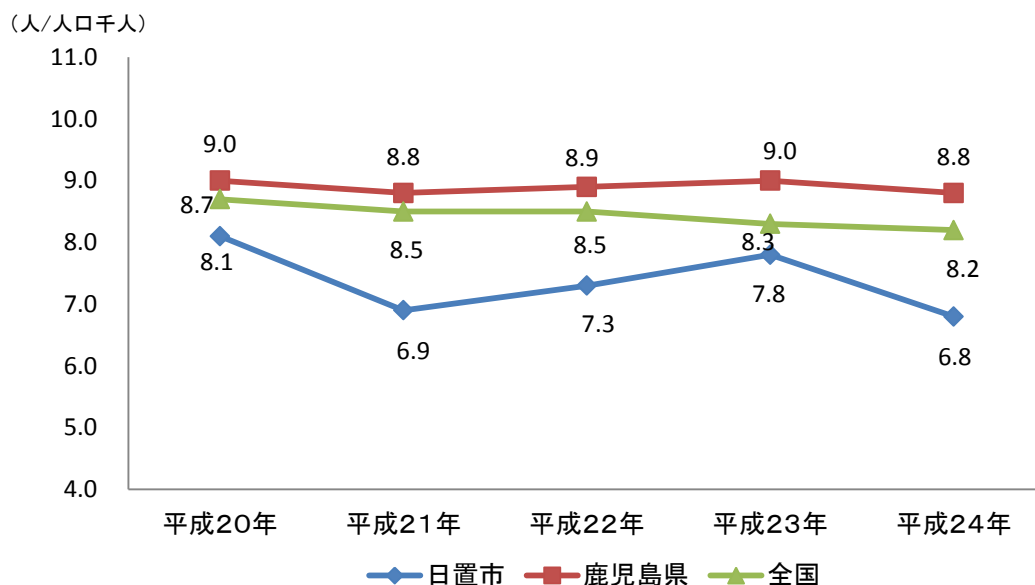
区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数(人)	15,445	14,920	15,124	15,244	14,841
出生率(人/人口千人)	9.0	8.8	8.9	9.0	8.8

#### (全国)

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
出生数(人)	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
出生率(人/人口千人)	8.7	8.5	8.5	8.3	8.2

出所：鹿児島県人口動態調査

### 出生率の推移



出生数・合計特殊出生率の推移

(日置市)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数 (人)	417	352	370	398	339
合計特殊出生率	1.67	1.44	1.50	1.64	1.45

(鹿児島県)

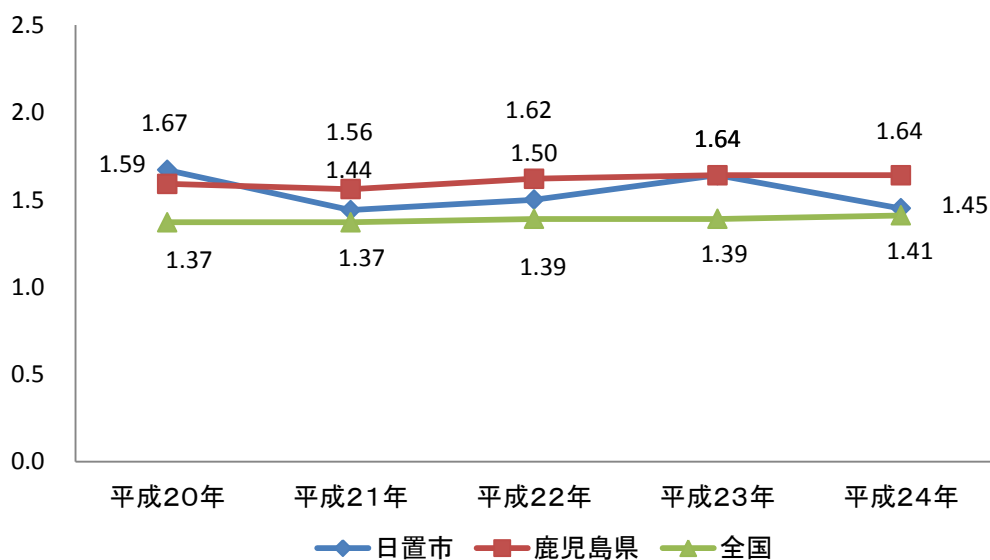
区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数 (人)	15,445	14,920	15,124	15,244	14,841
合計特殊出生率	1.59	1.56	1.62	1.64	1.64

(全国)

区分	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数 (人)	1,091,156	1,070,035	1,071,304	1,050,806	1,037,231
合計特殊出生率	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

出所：鹿児島県人口動態調査より算出

合計特殊出生率の推移

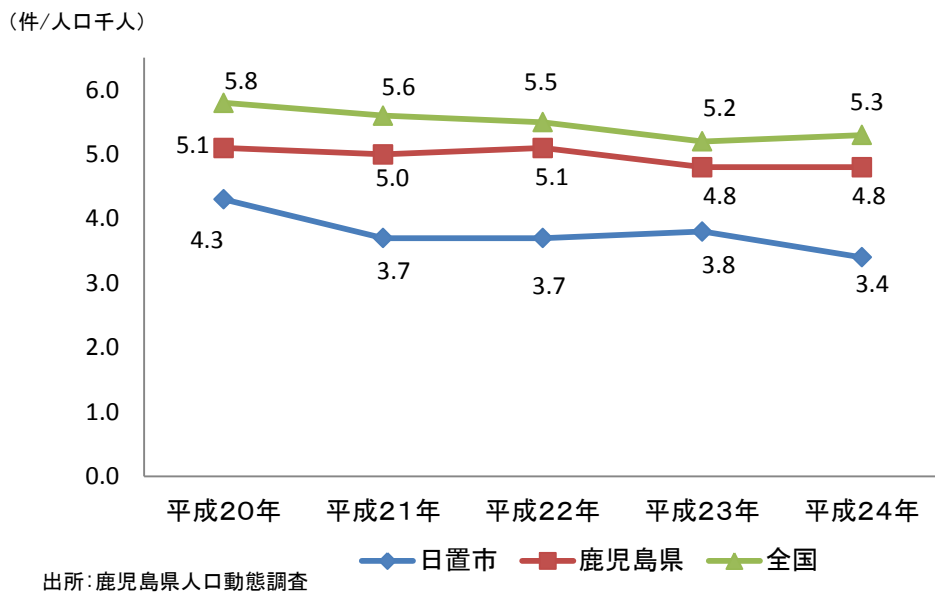


### (3) 婚姻、離婚の動向

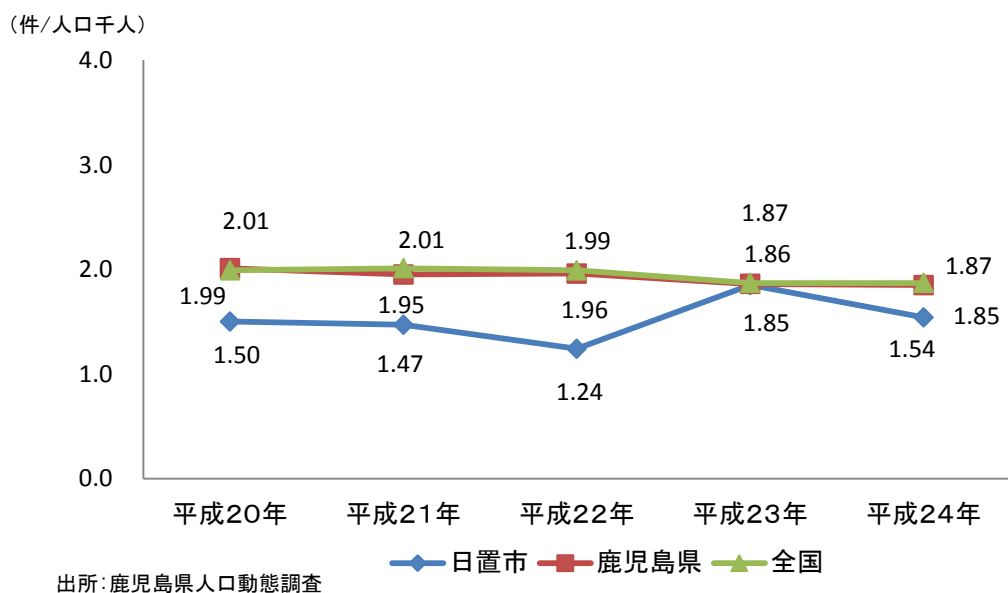
婚姻率は、平成24年では3.4となっており、ここ5年間、国や県より低い水準で推移しています。

また、離婚率は、平成24年では1.54となり、婚姻率と同様ここ5年間、国や県より低い水準で推移しています。

婚姻率の推移



離婚率の推移



## 2 世帯の状況

### (1) 6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

6歳未満の親族のいる一般世帯は、平成22年では1,732世帯で世帯人員は7,266人、世帯あたりの人員は4.2人となっています。

また、6歳未満親族人員は2,392人で、世帯あたりの6歳未満人員は1.4人となっています。

6歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(世帯,人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯人員	8,759	8,082	7,411	7,266
6歳未満親族人員	2,840	2,641	2,465	2,392
世帯数	1,993	1,923	1,804	1,732
世帯あたり人員	4.4	4.2	4.1	4.2
世帯あたりの6歳未満人員	1.4	1.4	1.4	1.4

出所：国勢調査

### (2) 18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

18歳未満の親族のいる一般世帯は、平成22年では4,425世帯で世帯人員は18,063人、世帯あたりの人員は4.1人となっています。

また、18歳未満親族人員は8,189人で、世帯あたりの18歳未満人員は1.9人となっています。

18歳未満の親族のいる一般世帯の推移

(世帯,人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
世帯人員	23,865	22,204	19,929	18,063
18歳未満親族人員	10,946	10,098	8,958	8,189
世帯数	5,507	5,252	4,816	4,425
世帯あたり人員	4.3	4.2	4.1	4.1
世帯あたりの18歳未満人員	2.0	1.9	1.9	1.9

出所：国勢調査

### (3) 母子世帯の推移

本市における母子世帯は、平成 22 年では 344 世帯で世帯人員は 940 人、世帯あたりの人員は 2.7 人となっています。

また、一般世帯に対する母子世帯の割合は 1.7%となっています。

母子世帯の推移

(世帯, 人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
母子世帯	177	222	281	344
母子世帯人員	490	627	783	940
世帯あたり人員	2.8	2.8	2.8	2.7
一般世帯数	19,078	19,962	19,989	19,833
母子世帯の割合	0.9%	1.1%	1.4%	1.7%

出所：国勢調査

### (4) 父子世帯の推移

本市における父子世帯は、平成 22 年では 46 世帯で世帯人員は 120 人、世帯あたりの人員は 2.6 人となっています。

また、一般世帯に対する父子世帯の割合は 0.2%となっています。

父子世帯の推移

(世帯, 人)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
父子世帯	40	61	39	46
父子世帯人員	114	157	109	120
世帯あたり人員	2.9	2.6	2.8	2.6
一般世帯数	19,078	19,962	19,989	19,833
父子世帯の割合	0.2%	0.3%	0.2%	0.2%

出所：国勢調査

### 3 就労の状況

#### (1) 就業の状況

平成 22 年国勢調査における本市の全就業者数は 22,253 人で、就業率は 50.3%となっており、男女別就業率は、男性 60.1%、女性 42.1%となっています。

また、就業率の推移をみると、男性・女性ともに減少傾向にあります。

男女別就業率

区分	平成 7 年			平成 12 年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15 歳以上人口	43,829	19,945	23,884	45,362	20,616	24,746
就業者数	24,310	13,922	10,388	24,302	13,758	10,544
就業率	55.5%	69.8%	43.5%	53.6%	66.7%	42.6%
区分	平成 17 年			平成 22 年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15 歳以上人口	45,200	20,629	24,571	44,208	20,241	23,967
就業者数	23,952	13,255	10,697	22,253	12,160	10,093
就業率	53.0%	64.3%	43.5%	50.3%	60.1%	42.1%

出所：国勢調査

#### (2) 産業・雇用の状況

産業別にみると、第 1 次産業・第 2 次産業は減少傾向にあり、第 3 次産業は増加へと変動がみられます。

産業別就業者数

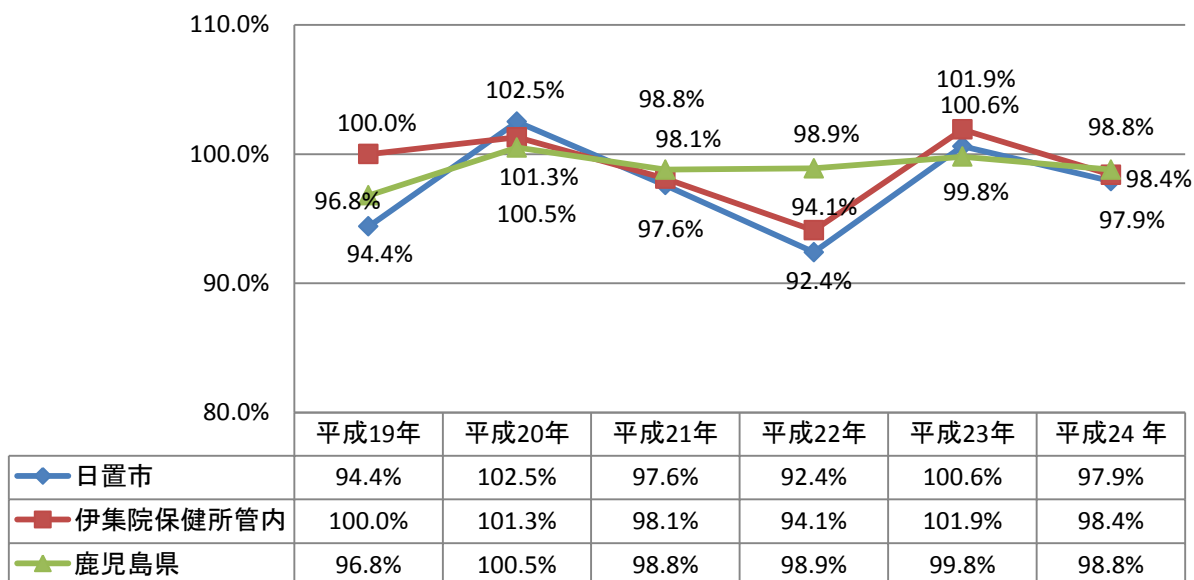
区分	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15 歳以上人口	43,829		45,362		45,200		44,208	
就業者数	24,310	55.5	24,302	53.6	23,952	53.0	22,253	50.3
第 1 次産業	3,704	15.2	2,551	10.5	2,716	11.3	1,643	7.4
農業	3,435	14.1	2,351	9.7	2,523	10.5	1,453	6.5
その他	269	1.1	200	0.8	193	0.8	190	0.9
第 2 次産業	7,359	30.3	7,444	30.6	6,182	25.8	5,555	25.0
製造業	4,384	18.0	4,431	18.2	3,689	15.4	3,435	15.4
その他	2,975	12.2	3,013	12.4	2,493	10.4	2,120	9.5
第 3 次産業	13,224	54.4	14,301	58.8	15,034	62.8	14,834	66.7
卸・小売業	4,121	17.0	4,461	18.4	4,036	16.9	3,690	16.6
その他	9,103	37.4	9,840	40.5	10,998	45.9	11,144	50.1
分類不能	23	0.1	6	0.0	20	0.1	221	1.0

出所：国勢調査

## 4 母子保健に関する状況

### (1) 妊婦健康診査受診率

本市における妊婦健康診査受診率は、平成22年には92.4%と減少しましたが、平成24年には97.9%となり伊集院保健所管内や県の水準に近くなっています。

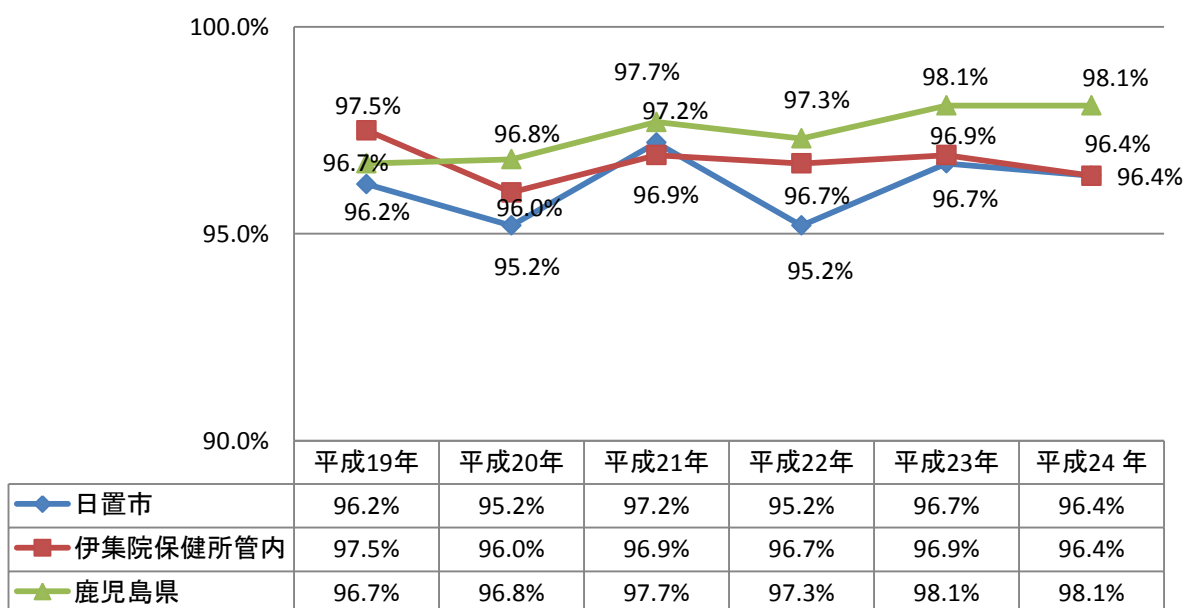


出所：鹿児島県の母子保健

(注) 基準日以降に生じる出生や転入等の対象者数の変動により、対象者数を超える受診者数となり、実績値が100%を超える場合があります。

### (2) 乳児（3か月児）健康診査受診率

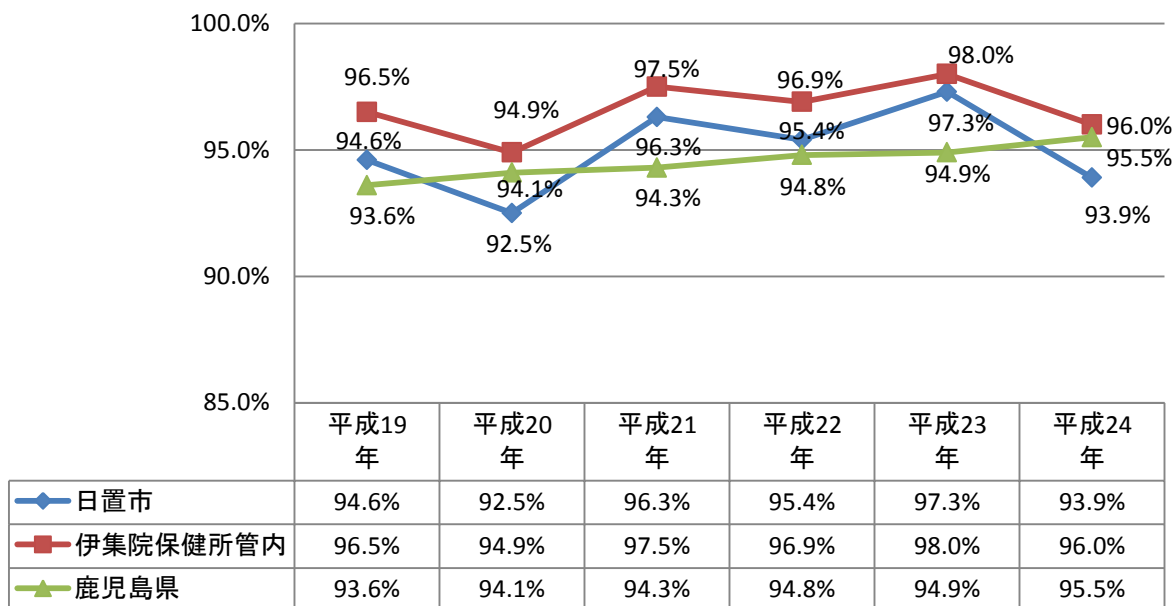
本市における乳児（3か月児）健康診査受診率は、平成24年には96.4%となっており、県と比べると低く、伊集院保健所管内と同率となっています。



出所：鹿児島県の母子保健

### (3) 1歳6か月児健康診査受診率

本市における1歳6か月児健康診査受診率は、平成24年に93.9%と減少しており、伊集院保健所管内や県より低い水準となっています。

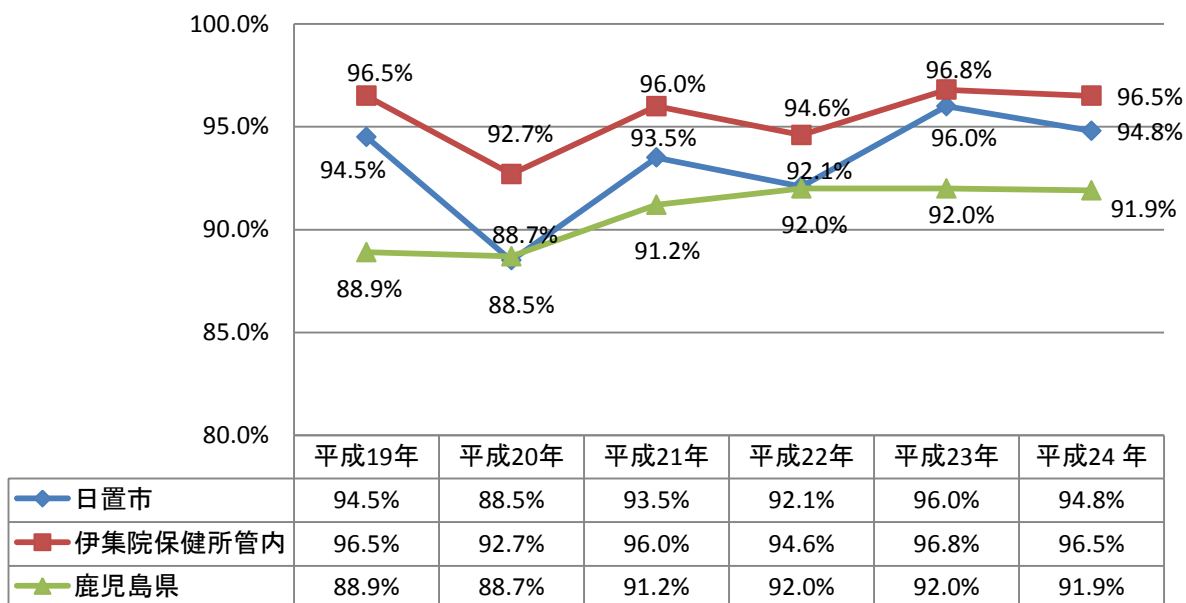


出所：鹿児島県の母子保健

### (4) 3歳児健康診査受診率

本市における3歳児健康診査受診率は、平成20年には88.5%と減少しましたが、その後増加しております。

また、県より高い水準となっています。

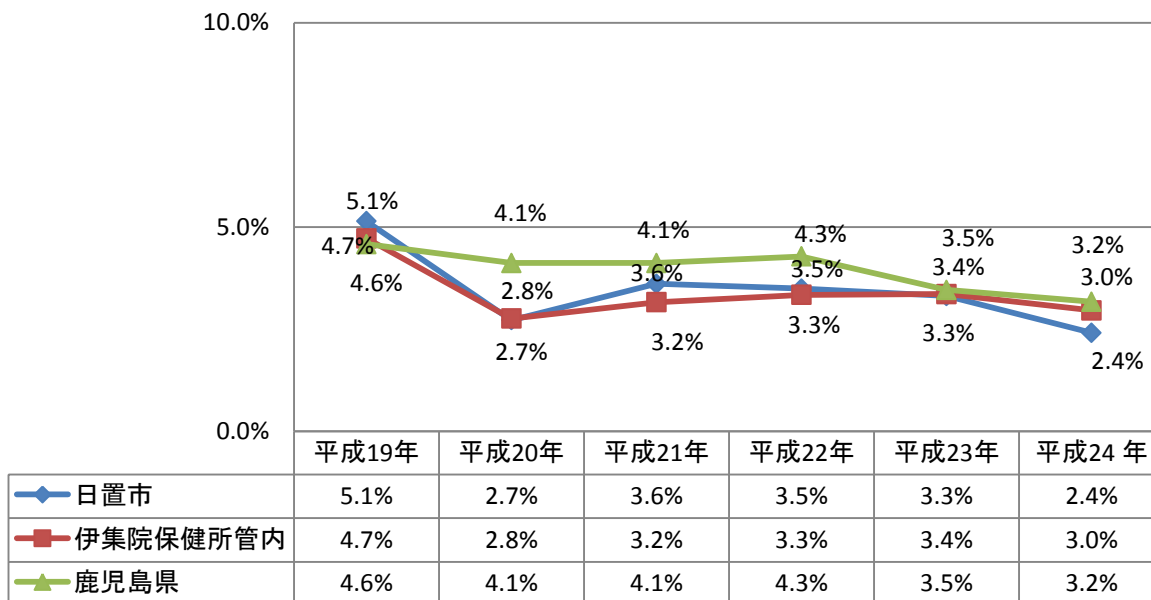


出所：鹿児島県の母子保健



### (5) 1歳6か月児むし歯有病者率

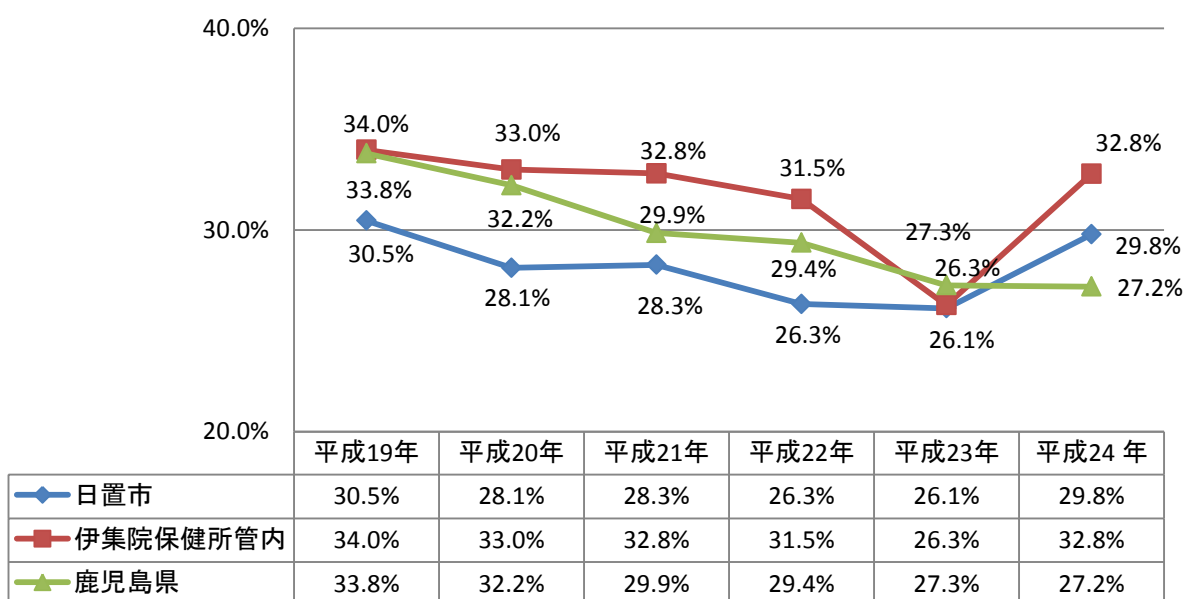
本市における1歳6か月児むし歯有病者率は、年々減少傾向にあり、伊集院保健所管内や県より低い水準となっています。



出所：鹿児島県の母子保健

### (6) 3歳児むし歯有病者率

本市における3歳児むし歯有病者率は、年々減少傾向にありましたが、平成24年には、29.8%に増加しています。



出所：鹿児島県の母子保健

## (7) 予防接種実施状況

本市における予防接種実施状況は、年によって増減はありますが、三種混合（1期初回）、ポリオ、日本脳炎（初回）の接種が、年々減少傾向にあります。

予防接種実施状況

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
三種混合 （1期初回）	63.6%	62.7%	87.8%	56.9%	64.8%	41.2%
ポリオ	70.8%	79.6%	71.9%	67.1%	53.6%	40.9%
風疹（幼児）	76.5%	81.8%	90.6%	75.7%	95.1%	88.5%
麻疹（幼児）	76.5%	81.8%	90.6%	75.7%	95.1%	88.5%
日本脳炎（初回）	100.0%	100.0%	100.0%	79.6%	55.4%	32.4%

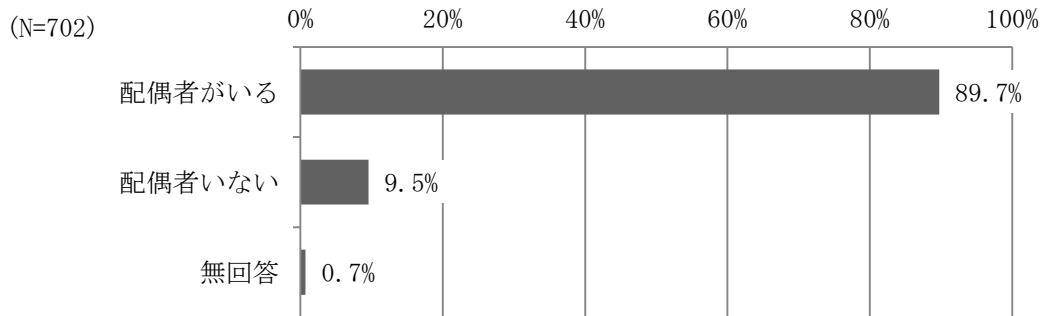
出所：鹿児島県の母子保健

## 5 ニーズ調査結果

### (1) ご家族の状況と子どもの育ちをめぐる環境について

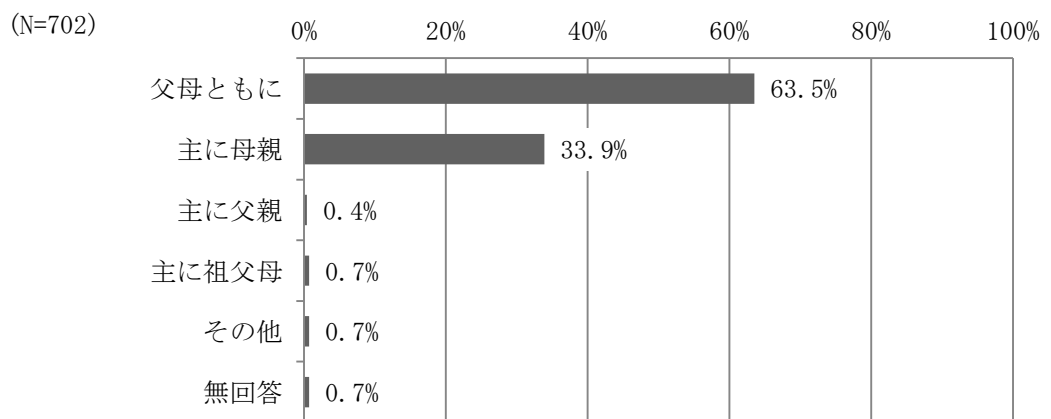
#### ①配偶者の有無

配偶者の有無について「配偶者がいる」が89.7%、「配偶者がいない」が9.5%となっています。



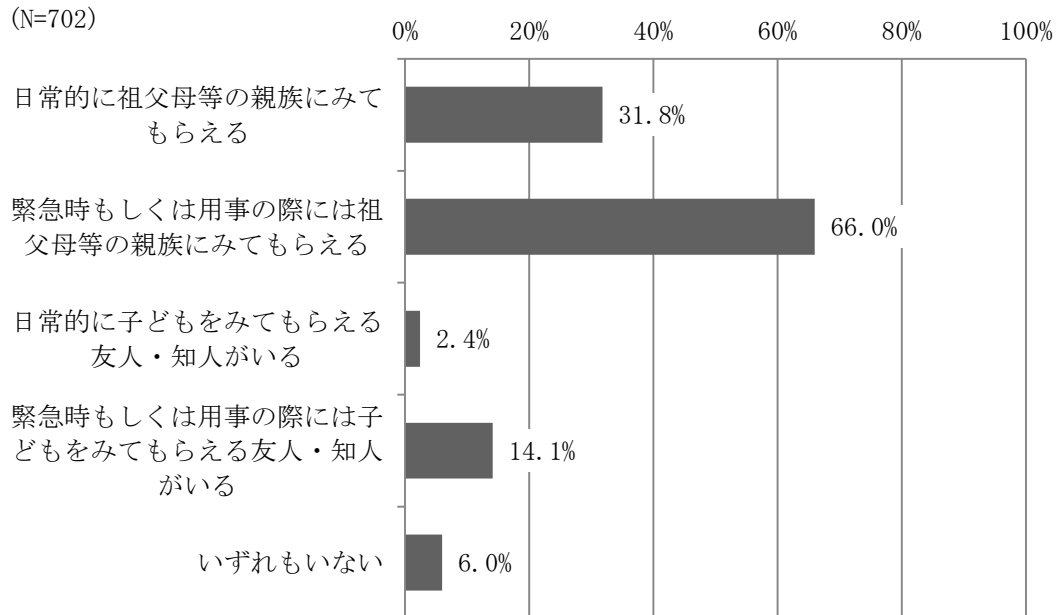
#### ②お子さんの子育てを主に行っている人

お子さんの子育てを主に行っている人について、「父母ともに」が63.5%と最も多く、次いで「主に母親」の33.9%となっています。



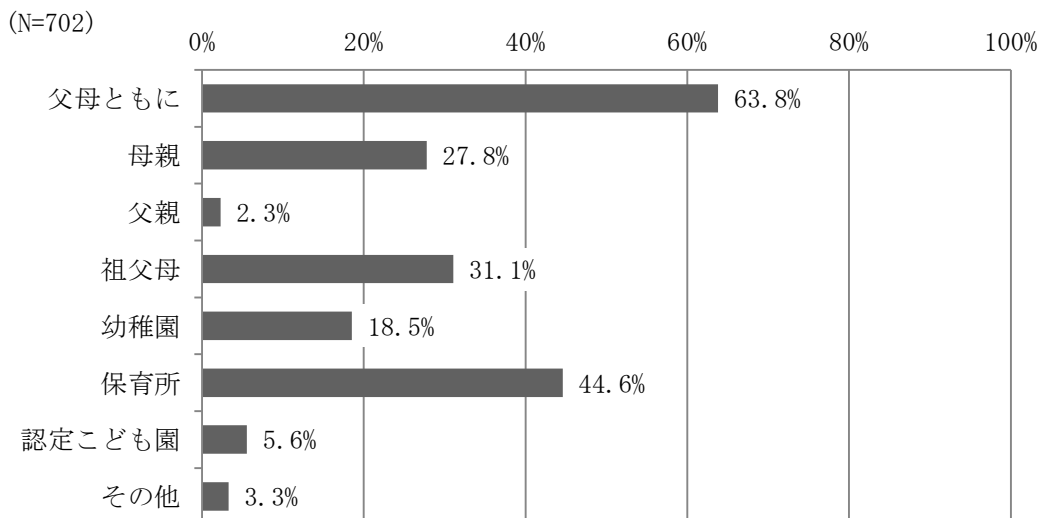
③日頃、お子さんを見てもらえる親族・友人はいますか。

日頃、お子さんを見てもらえる親族・友人の有無について「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が多いものの、「いずれもない」が、6.0%となっています。



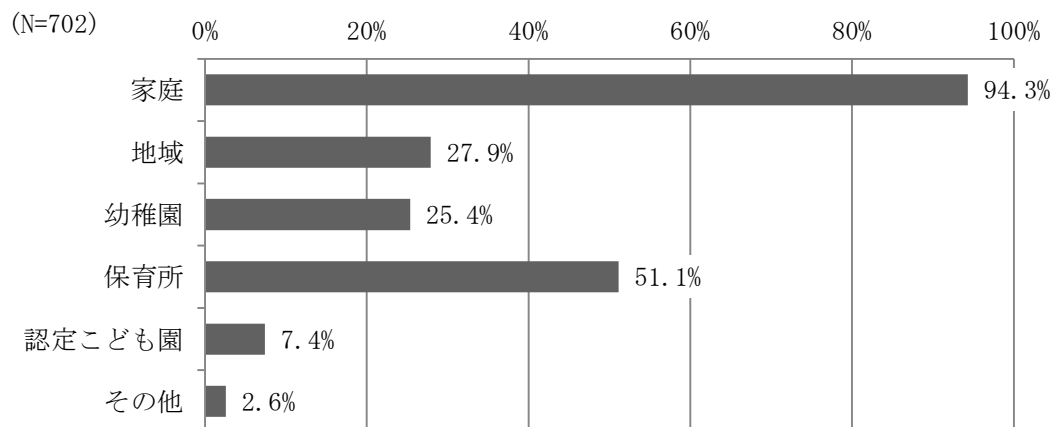
④子育てに日常的にかかわっている方

子育てに日常的にかかわっている方について、「父母ともに」が 63.8%と最も多く、次いで「保育所」の 44.6%となっています。



### ⑤子育てに影響すると思われる環境

子育てに影響すると思われる環境について、「家庭」が94.3%と最も多く、次いで「保育所」の51.1%となっています。



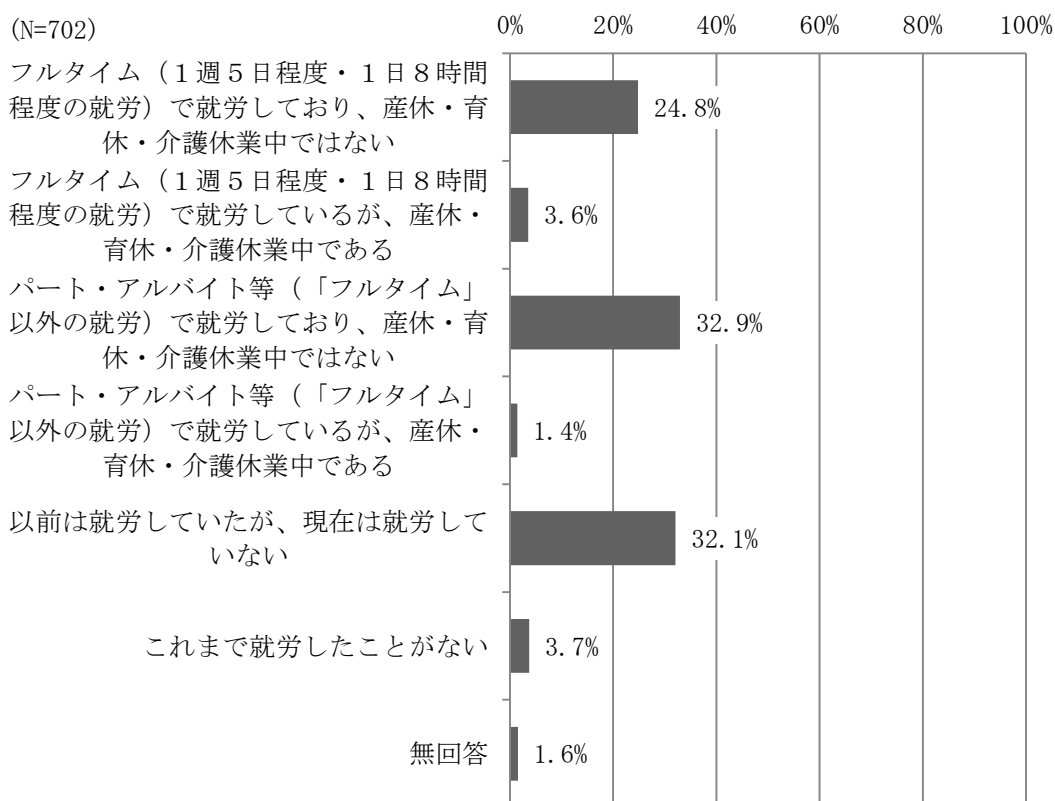
## (2) 保護者の就労状況

### ① 母親の就労状況

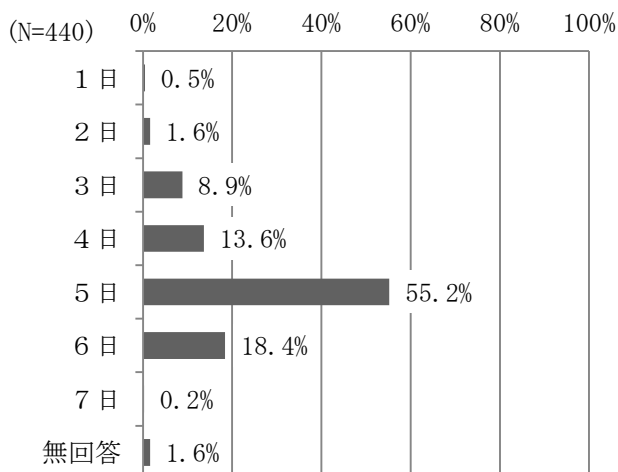
母親の現在の就労状況について、「パート・アルバイト等で就労している」が 32.9%と最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 32.1%となっています。

就労している母親の週当たりの就労日数は「5日」が 55.2%と最も多く、1日当たりの就労時間は「8時間以上」が 43.9%となっています。

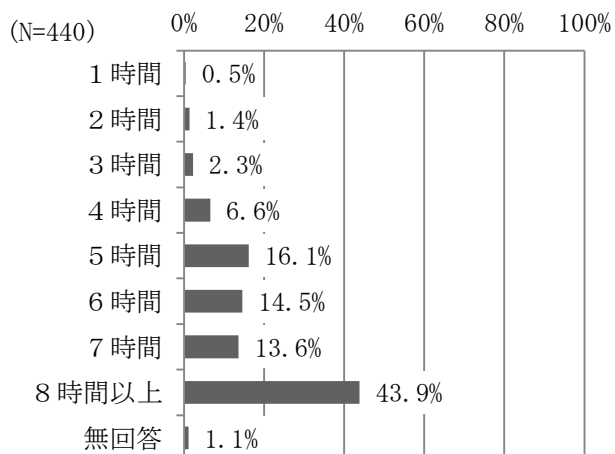
母親の就労状況



1週当たりの就労日数



1日当たりの就労時間

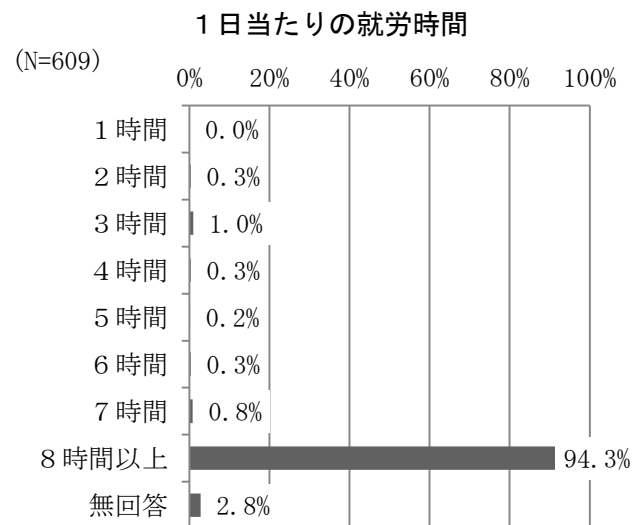
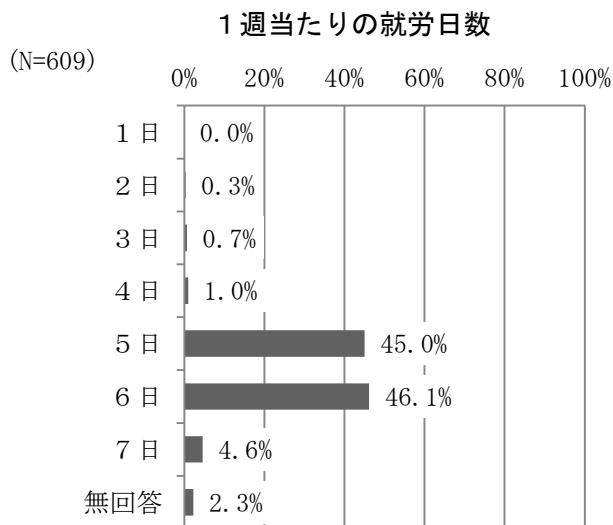
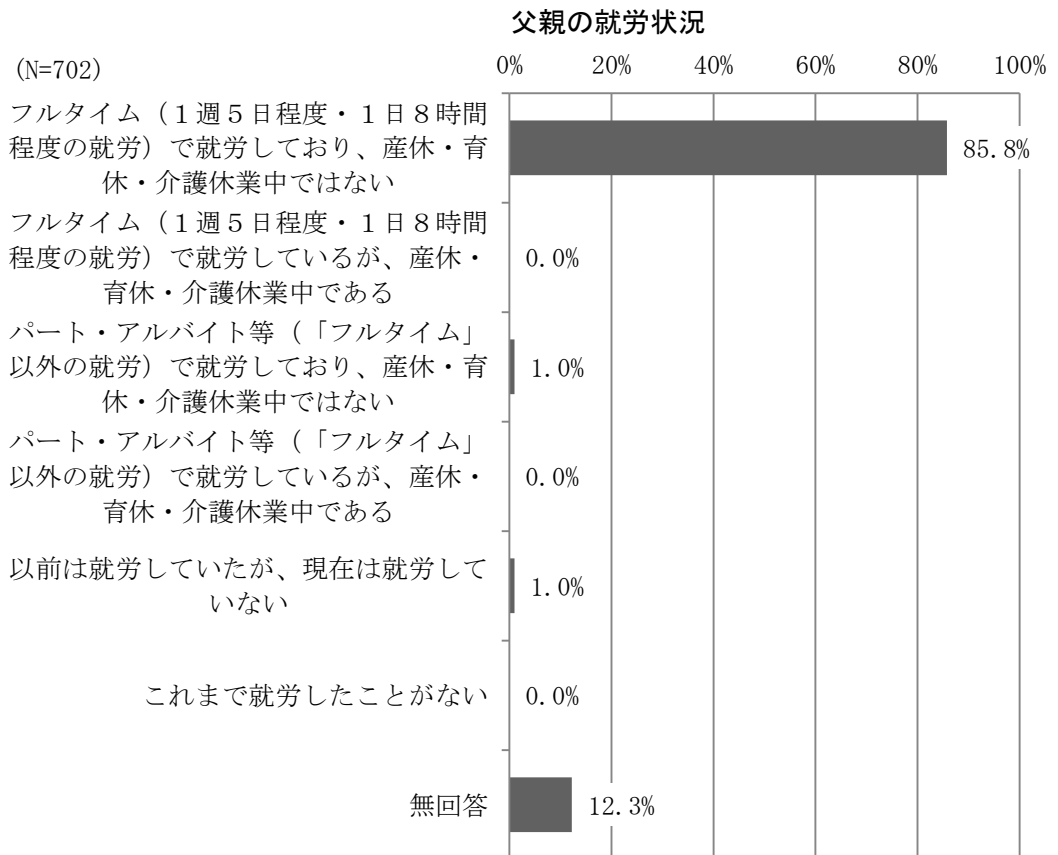


## ②父親の就労状況

父親の現在の就労状況について、「フルタイムで就労している」が85.8%と最も多くなっています。

就労している父親の週当たりの就労日数は「6日」が46.1%と最も多く、次いで「5日」が45.0%となっています。

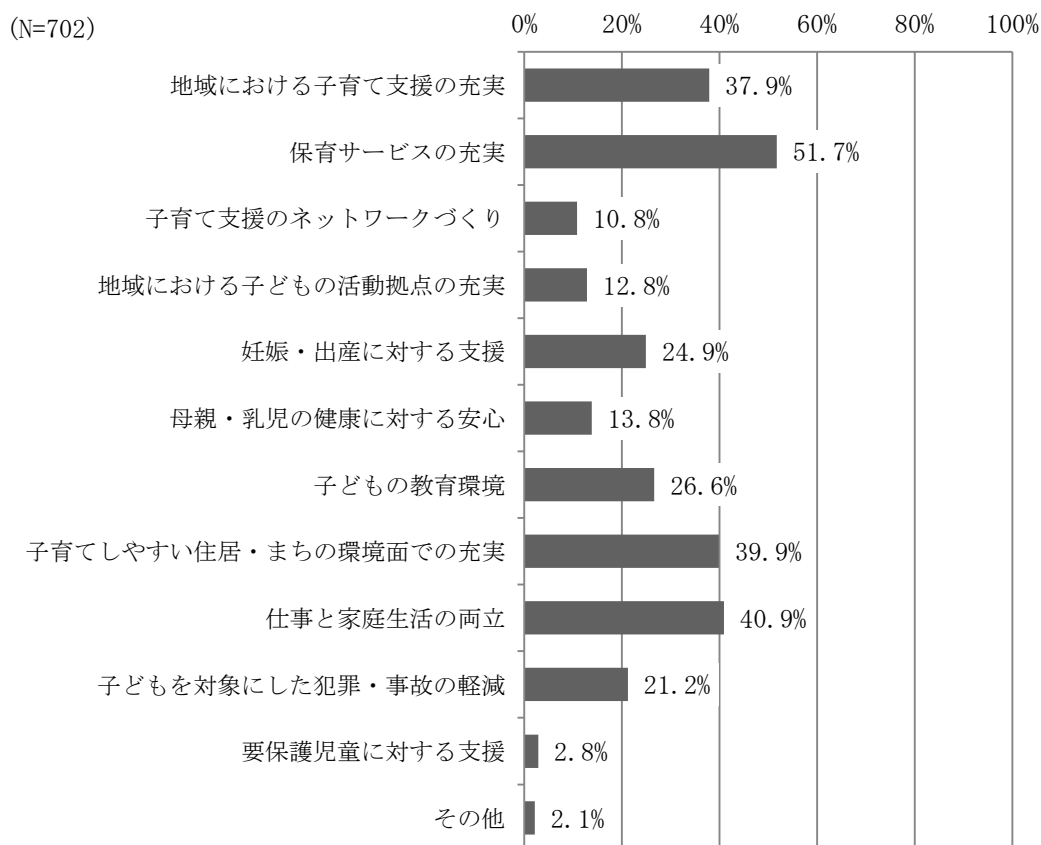
1日当たりの就労時間は「8時間以上」が94.3%と最も多くなっています。



### (3) 子育てに関すること

#### ①子育てに有効な支援・対策

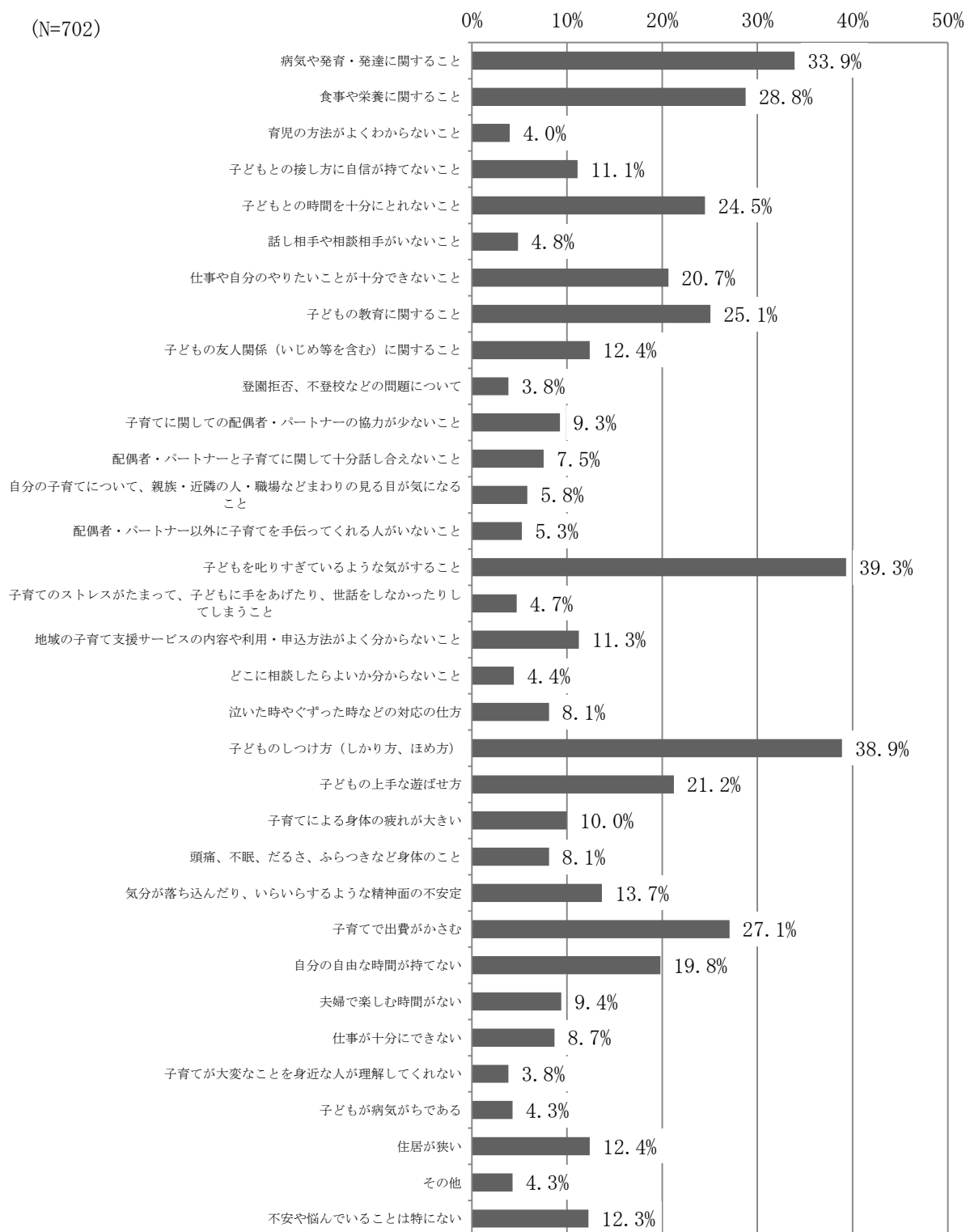
子育てに有効な支援・対策について、「保育サービスの充実」が 51.7%と最も多く、次いで「仕事と家庭生活の両立」が 40.9%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の 39.9%となっています。





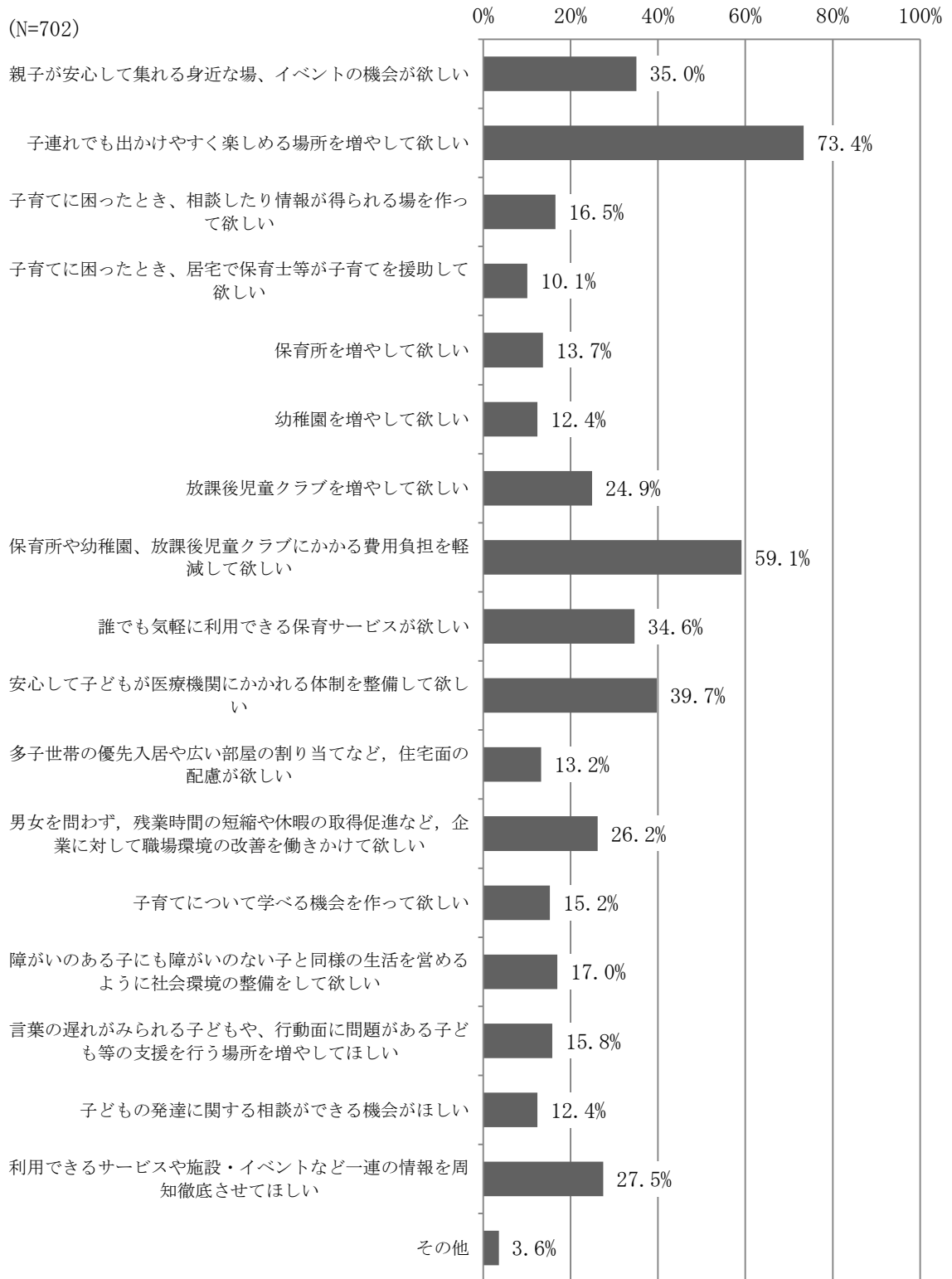
#### ④子育てに関して日常悩んでいること・気になること

子育てに関して日常悩んでいること・気になることについて、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが 39.3%と最も多く、次いで「子どものしつけ方(しかり方、ほめ方)」が 38.9%、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 33.9%となっています。



### ⑤行政に望む充実を図ってほしい子育て支援

行政に望む充実を図ってほしい子育て支援について、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が73.4%と最も多く、次いで「保育所や幼稚園、放課後児童クラブにかかる費用負担を軽減してほしい」の59.1%となっています。



## 5 日置市子育て支援計画の評価

### (1) 地域における子育て支援

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 26 年度 (目標値)	平成 25 年度 (実績値)
こんにちは赤ちゃん事業	100%	100%	100%
育児支援家庭訪問事業	98.8%	100%	100%

### (2) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 26 年度 (目標値)	平成 25 年度 (実績値)
妊娠・出産に満足している母親の割合	84.0%	増加	91.0%
妊娠満 11 週以内での妊娠届出率	75.0%	増加	90.4%
産後うつスクリーニングの陽性者率（3～5 か月児検診）	5.3%	減少	2.3%
子育てに関して不安や負担を感じる親の割合	2.4%	減少	—
乳幼児をもつ保護者において子育てに関する悩みや不安を相談する相手がいる人の割合	99.4%	増加	99.9%
1 歳 6 か月児健康診査の受診率	92.5%	増加	93.0%
未就学児における朝食を毎日食べる児の割合	91.7%	増加	94.2%
1 日 1 回は家族全員で食事をする割合	86.1%	増加	86.9%
自分のことが好きな子どもの割合（中学生）	27.4%	増加	21.4%
低出生体重児出生率	8.1%	減少	—
3 歳児のむし歯罹患率	28.1%	減少	23.7%
かかりつけ医がいる割合	89.2%	増加	94.4%
事故防止策をとっている家庭の割合	75.7%	増加	86.8%

(3) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 26 年度 (目標値)	平成 25 年度 (実績値)
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	7校 761 人の 生徒に実施	全校で実施	6校 437 人の 生徒に実施
学校評議員の設置推進	全校設置	全校設置	全校設置
家庭教育学級・講座の開催	27 学級	33 学級	32 学級
親子による交流・自然体験学習の開催	3 回	4 回	10 回

(4) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 26 年度 (目標値)	平成 25 年度 (実績値)
子育てマップの配布	現在配布中	事業の継続	現在配布中
歩道整備の推進及び歩道幅員の広い施工	文化通り線の 整備、郡中央 通り線の整備 推進	郡中央通り線 の整備推進	県施行郡中央 通り線建物等 調査用地補償
通学路の安全点検	年 1 回実施	事業の継続	年 1 回実施
ロードミラーの整備・交通安全看板等の設置	各自治会から の要望を精査 し設置	地区振興計画 に基づき必要 に応じて設置	各自治会から の要望を精査 し設置

(5) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 26 年度 (目標値)	平成 25 年度 (実績値)
交通安全教育の推進	全学校で年 1 回実施	現状に加え広報誌等による交通安全意識の啓発	(児童、生徒のみ) 178 回開催 参加者 約 11,698 人
防犯講習会の実施	全学校で年 1 回実施	現状に加え広報誌等による防犯意識の啓発	17 回 571 人
こども 110 番の家活動の支援	警察と連携し、子ども 110 番の家活動の支援	現状に加え広報誌等による防犯意識の啓発	警察と連携し、子ども 110 番の家活動の支援
防犯灯の整備促進	各自治会からの要望を精査し設置	設置件数の増加	「地域づくり推進事業」等で各自治会からの要望を精査し設置

---

## 第3章 計画の基本的な考え方



## 1 基本理念

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すものです。

本計画は、本市のこれまでの子育て施策の指針であった「日置市次世代育成支援地域行動計画<後期計画>」を引き継ぎ、次世代育成支援行動計画も一体的に策定するものことから、計画の基本理念も踏襲し、以下のように設定します。

### 日置市 子ども・子育て支援事業計画 基本理念

**『安心して、自信を持ちながら子育てができ、  
親子の笑顔が溢れるまちづくり  
～地域が子育てサポーターに～』**



## 2 基本方針

日置市子ども・子育て支援事業計画の基本理念のもと、3つの基本方針を掲げ、子育て支援に取り組めます。

### 基本方針

#### ●子育てしている家庭のために

家庭での育児や施設での養育等、子育てをする人に対して、母子保健事業や小児医療に関する事業を含む、様々な子育て支援サービスの充実を図っていきます。

#### ●働きながら子どもを育てている人のために

働きながら子どもを育てている人のために、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。さらに、子育て家庭に配慮した企業の取組が促進されるよう企業への働きかけにも取り組んでいきます。

#### ●次世代を育む親となるために

次代の担い手である子どもたちが、その成長とともに豊かな心と体を育てていくために「次代の親」として育成し、親自身が学び育つことができるようにするために地域社会の環境整備を進めていきます。

### 3 計画策定における基本的な視点

日置市子ども・子育て支援事業計画は、以下の基本的な視点のもとに策定します。

#### 視点1 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

#### 視点2 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

#### 視点3 サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や市民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。

また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

#### 視点4 社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

#### 視点5 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。

こうした取組については、地域においても、本市及び企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

#### 視点6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっているが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現していくためにも必要です。

また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

### 視点7 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。

その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

### 視点8 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要となります。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

### 視点9 サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

#### 視点10 地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等、地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本市の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく必要があります。

## 4 基本目標

「基本理念」、「基本方針」、「基本的な視点」のもと、以下6つの基本目標を定め計画を推進していきます。

### **【基本目標1】地域における子育ての支援**

子どもの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

### **【基本目標2】母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進**

親が安心して子どもを生み、またすべての子どもが健やかな成長の実現に向けて、生き生きと育つ地域づくりのため、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化します。

### **【基本目標3】子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備**

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

### **【基本目標4】子育てを支援する生活環境の整備**

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住空間や安心してのびのびと活動ができるまちを整備します。

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まり、また犯罪の増加、凶悪化など、子どもを取り巻く環境は悪化し、子どもの安全が脅かされることが懸念されます。

### **【基本目標5】職業生活と家庭生活との両立の推進**

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見直し、男女がお互いに協力しあいながら子育てを行える働きやすい環境づくりが必要とされています。

### **【基本目標6】その他の子育て支援対策**

児童虐待の防止対策や母子家庭等への自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備するとともに、こうした状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心を根絶し、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。



## 第4章 基本目標ごとの取組

---





## 1 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていく必要があります。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

### (1) 地域における子育てサービス

#### 【現状と課題】

専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めた全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ることが必要です。

また、これらの取組に際しては、親が障がいを持つ家庭等についても適切に子育て支援サービスが提供されるよう、きめ細かな配慮が必要です。

#### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
1	かごしま子育て支援 パスポート事業の充 実 【福祉課】	子育て家庭の負担を軽減するために子育て家庭が購入する商品の割引等のサービスを提供する企業を増やします。また、サービス提供企業制度の周知についても広報誌等による情報提供を行います。 実績：協賛企業数 28 事業所 (H25)	・協賛企業数： 60 事業所 ・協賛企業との連携による制度の充実を図ります。
2	保育所での地域活動 の充実 【福祉課】	多様化する保育ニーズに積極的に対応するとともに、地域に開かれた地域資源として保育所の専門的機能を市民のために活用していきます。 実績：18 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：21 箇所（全保育所で取り組みます。）
3	子育てに関する情報 提供 【健康保険課】 【福祉課】	子どもの年齢や発達段階に応じて必要な情報誌やチラシ等を配布し、子育てを支援します。また、保護者から健診時等に情報誌やチラシについて意見を収集し、情報の内容や提供体制の充実を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・随時タイムリーな情報提供を行います。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
4	子ども支援センター 【学校教育課】 【健康保険課】 【福祉課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。 実績：実施しています。(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課との連携をさらに強化し、一体感のある相談体制の確立を図ります。県の事業で行っていたスクールソーシャルワーカーを単独事業で実施し、体制の充実を図ります。</li> </ul>
5	保育サービスに関する情報提供 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択性を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進めます。 実績：実施しています。(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続して実施します。</li> </ul>

## (2) 保育サービスの充実

### 【現状と課題】

新制度では、多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

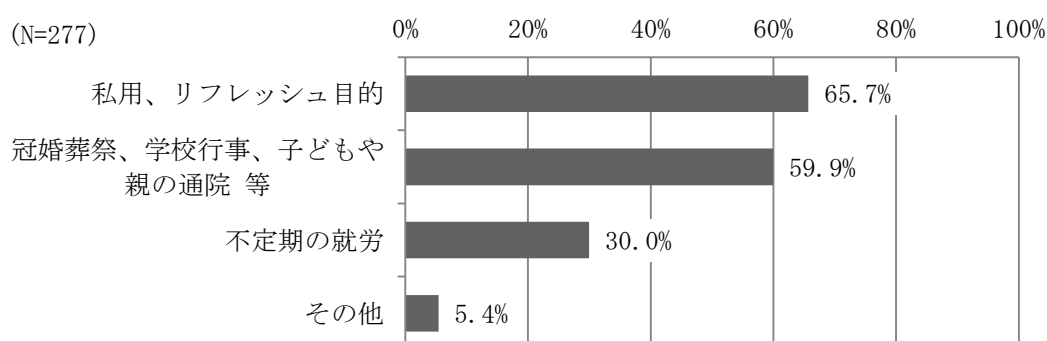
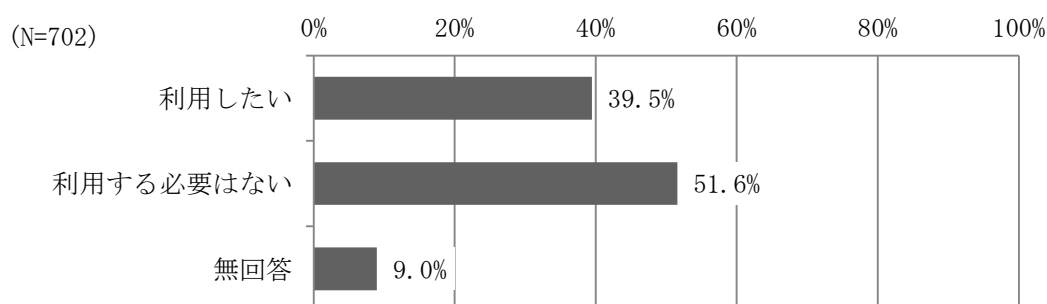
さらに、幼稚園や保育所から小学校生活にうまく適応できるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。

また、これらの取組が着実に実施できるよう保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

### ■一時預かりについて

一時預かり事業の利用希望について「利用したい」が39.5%、「利用する必要はない」が51.6%となっています。

一時預かりの利用目的は「私用、リフレッシュ目的」が65.7%と最も多く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が59.9%となっています。

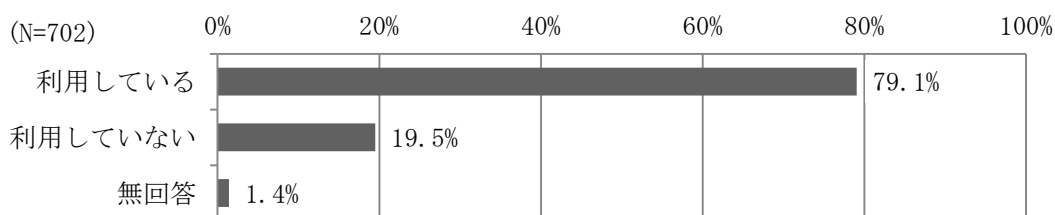


## ■ 定期的な教育・保育事業の利用の有無について

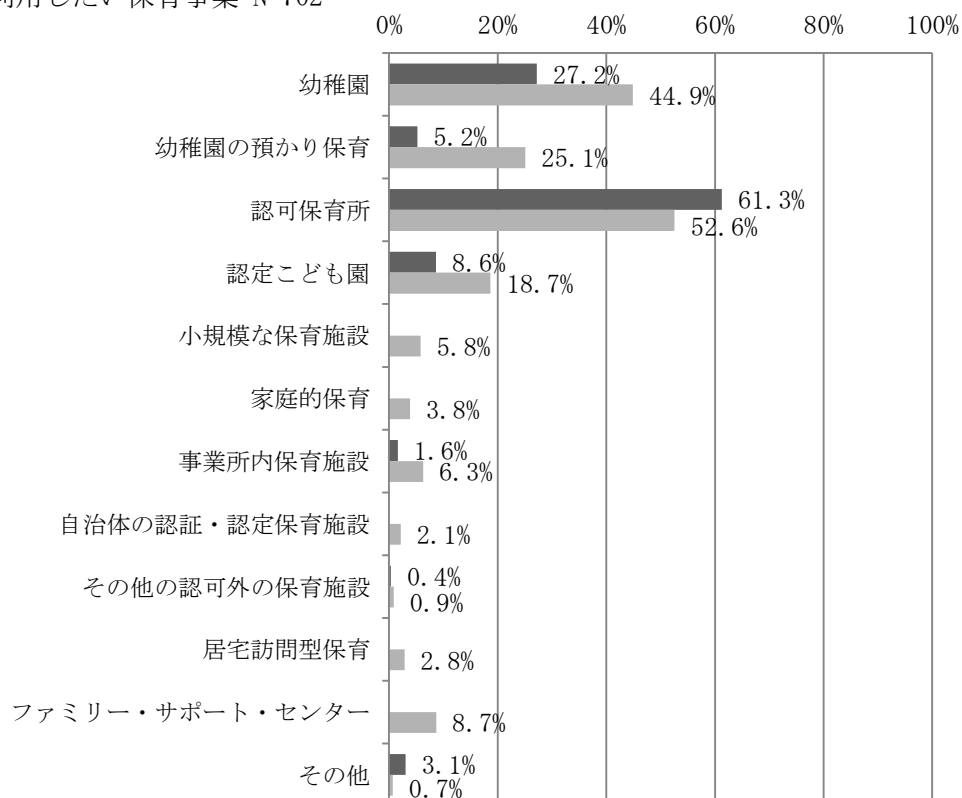
幼稚園、保育所等の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「利用している」が79.1%、「利用していない」が19.5%となっており、約8割の方が定期的な教育・保育事業を利用されています。

定期的にご利用している教育・保育事業については「認可保育所」が61.3%と最も多く、次いで「幼稚園」の27.2%となっています。

現在、利用している施設と今後の利用したい施設の差異より「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」、「認定こども園」の潜在的ニーズがみられます。

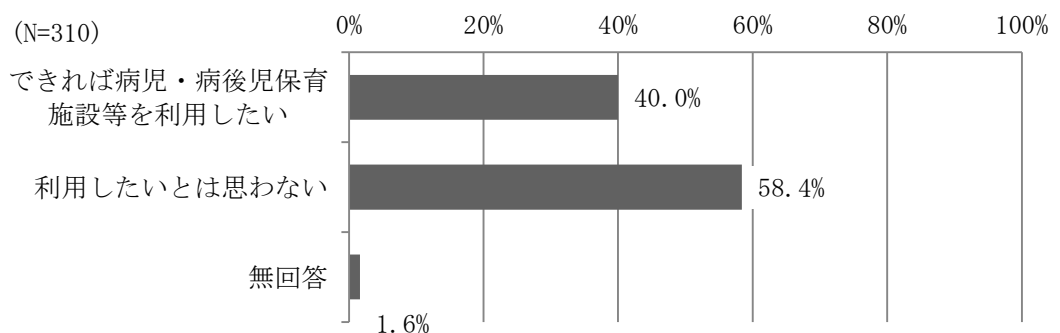
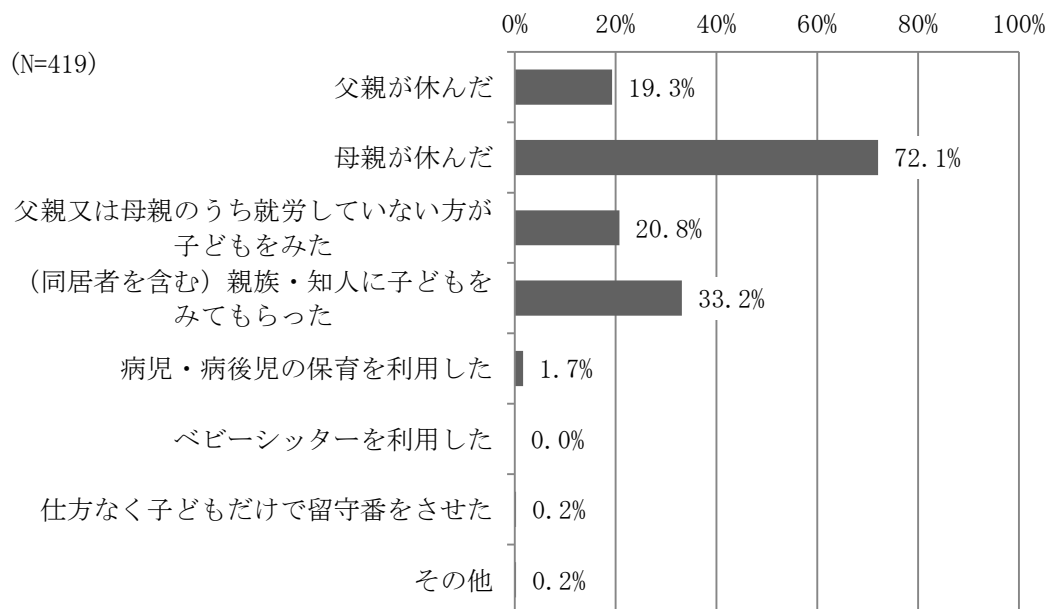
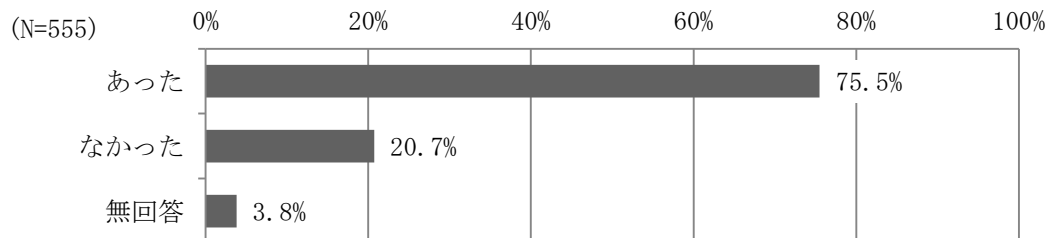


利用している保育事業 N=555 ■ 利用している保育事業 ■ 利用したい保育事業  
利用したい保育事業 N=702



## ■病児・病後児の利用希望について

子どもが病気やケガで通常の教育・保育事業が受けられなかったことについて「あった」が75.5%となっており、その際の対応として「母親が休んだ」が72.1%と最も多くなっています。病児・病後児保育の利用希望について、「利用したいと思わない」が58.4%と多く、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.0%となっています。



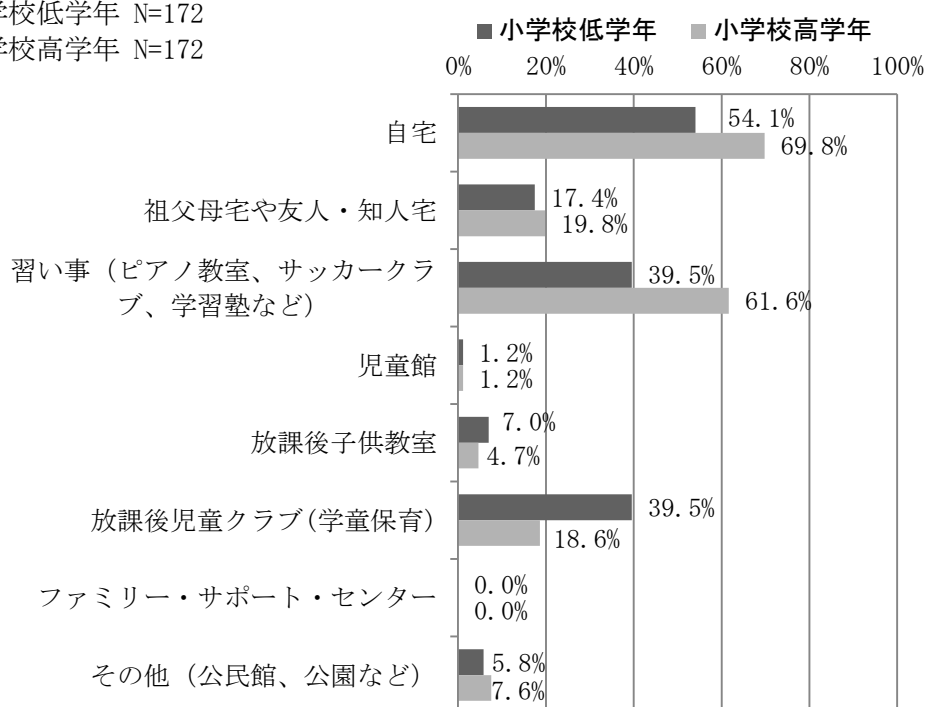
## ■放課後の子どもの居場所について

放課後の子どもの居場所について、小学校低学年では「自宅」が最も多く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」となっています。

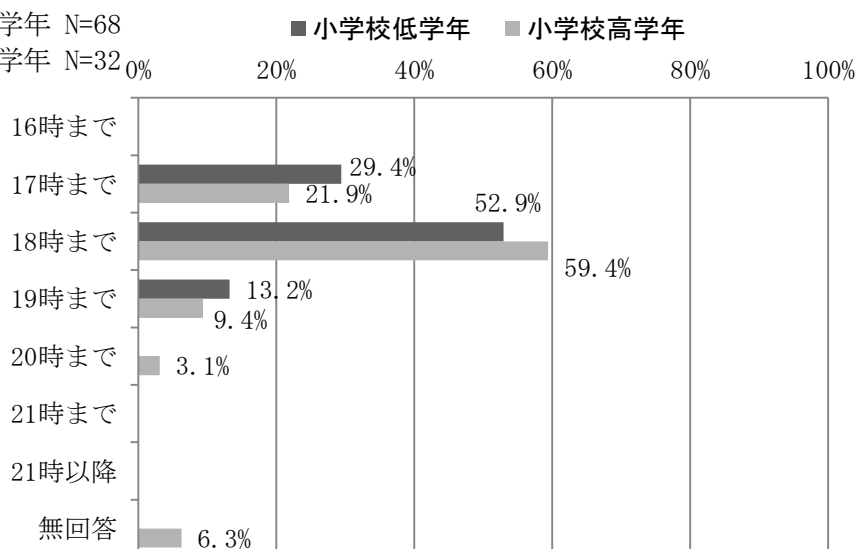
小学校高学年になると「自宅」、「習い事」の割合は増加し、「放課後児童クラブ」の割合は低くなる傾向にあります。

希望する放課後児童クラブの終了時間は、低学年・高学年ともに 18 時までが最も多くなっています。

小学校低学年 N=172  
小学校高学年 N=172



小学校低学年 N=68  
小学校高学年 N=32



## 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
6	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 【福祉課】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図ります。 実績：13 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：14 箇所
7	地域子育て支援センター 【福祉課】	子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるよう、育児不安等についての相談指導や子育てサークル等の育成・支援に努めます。また、母親だけではなく、父親に対する積極的な参加を促していきます。さらに、子育て支援センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努めていきます。 実績：4 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：4 箇所
8	病児・病後児保育事業 【福祉課】	「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な場合、当該児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図ります。 実績：2 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：2 箇所
9	休日保育 【福祉課】	休日の出勤や冠婚葬祭のほか、育児疲れなどの理由でも利用できるよう、柔軟な対応で環境を整備します。 実績：1 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：1 箇所
10	延長保育 【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、親子の接する時間の減少等を配慮しながら、さらなる延長保育の充実を図っていきます。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、事業の拡充を図っていきます。 実績：21 箇所で実施 (H25)	・実施箇所：21 箇所 (全保育所で取り組みます。)



No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
11	一時預かり事業 【福祉課】	保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施するなど、需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図ります。新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保護者の就労時間について下限時間を設けており、就労時間が下限時間未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて対応するため、事業の拡充を図っていきます。また、幼稚園の預かり保育についても一部預かり保育になる場合もあります。 実績：20 箇所で開催 (H25)	・実施箇所：21 箇所（全保育所で取り組みます。）
12	障害児保育 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・障害児保育を行うために保育士を加配した保育所への補助制度の継続
13	子育てショートステイ事業(子育て短期入所生活援助事業)の実施 【福祉課】	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行い家庭の福祉の向上を図ります。 実績：5 箇所で開催 (H25)	・対象児童年齢に応じた施設の確保 ・事業委託箇所：5 箇所
14	保育所の計画的整備 【福祉課】	地区による児童数の格差を是正するよう、各地区で一律したサービスが提供されるように計画的な保育所の整備を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・市内保育所の入所状況・施設の老朽度を踏まえて整備計画を見直し、計画的な整備を行います。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
15	教員の資質向上と適正評価の実施 【学校教育課】	教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、配置、処遇、研修等に結び付けるようにします。また、指導力不足教員に厳格に対応するなど、教員の資質の向上を図ります。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・教員一人ひとりの能力や実績等を適正に捉えるとともに、課題解決に資する研修等のあり方を工夫します。
16	保育所・幼稚園・小学校の連携による段差のないスムーズな小学校への適応支援 【学校教育課】	基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図ります。 実績：年1回保・幼・小連携研修会を実施(H25)。	・基本的な生活習慣や社会性の育成を視点に、子ども、教員、保護者同士の交流を図ります。
17	認可保育所・認定こども園の設置・運営 【福祉課】	認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者の労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認められる場合に保護者に代わり保育所での保育を実施します。 また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。	・今後申請に基づき、日置市子ども・子育て会議において協議します。
18	日置市子ども・子育て会議 【福祉課】	教育・保育施設におけるサービス・質の向上を促進するため、日置市子ども・子育て会議において、客観的な立場からの評価受審を推進します。	・子育て支援について協議していきます。
19	幼保・小の連携推進 【学校教育課】	幼稚園における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、幼稚園と小学校との連携を図る事業です。就学前や就学直後などに、小学校との話し合いの場を設定し、相互に研修する場をつくり、統一した方向性を持ちます。 実績：実施しています。(H25)	・1日入学などの事業により、幼稚園からの円滑な移行を図ります。 ・幼稚園との情報交換を密にすることにより、一層の連携を図ります。
20	受入児童の拡充 【福祉課】	保護者ニーズに対応するよう、市内施設の利用定員数の適正化を図り、待機児童の解消に努めます。	・量の見込みに対し確保できるように努めます。

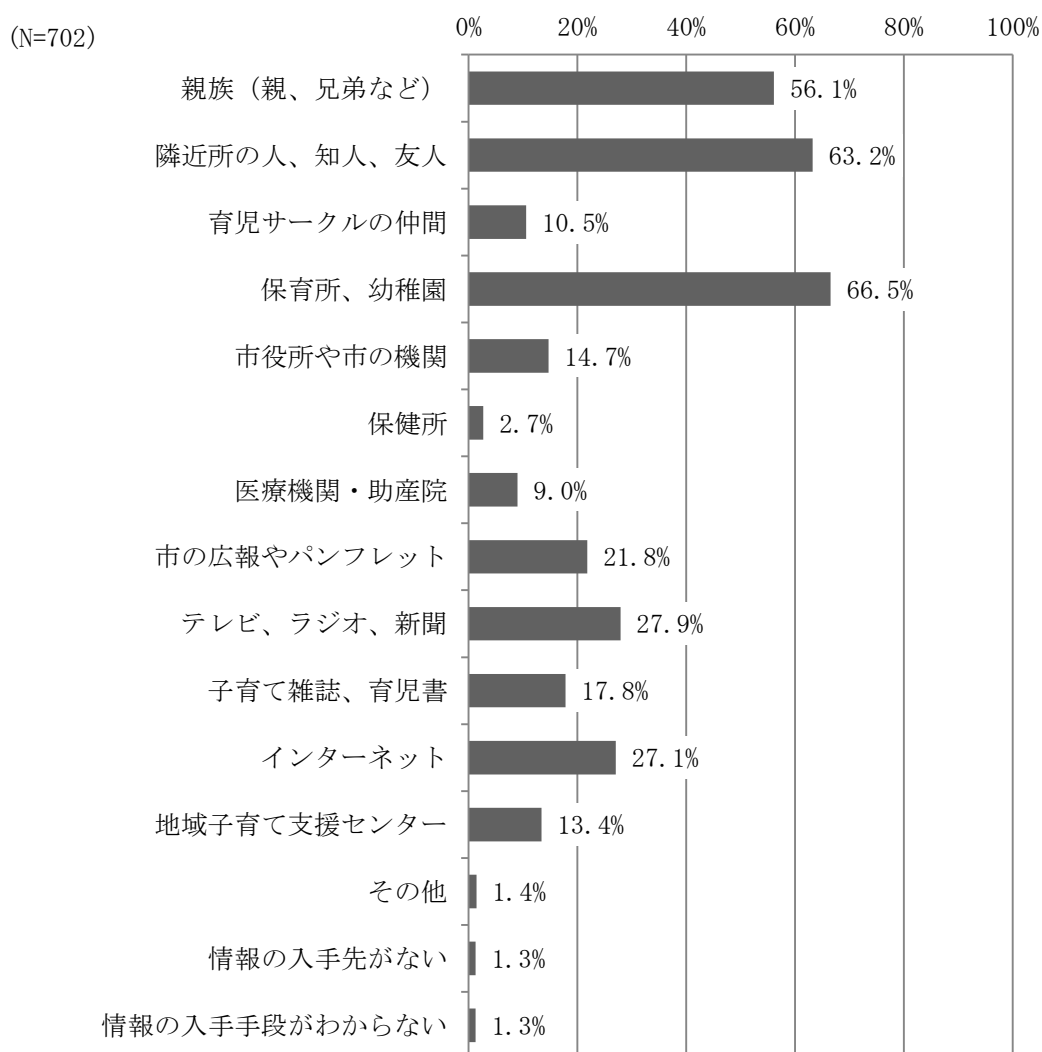
### (3) 子育て支援のネットワークづくり

#### 【 現状と課題 】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、情報提供を行う必要があります。

#### ■子育て情報の入手先

子育て情報の入手先について、「保育所・幼稚園」が66.5%と最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が63.2%、「親族(親、兄弟など)」が56.1%となっています。



**【 施策の目標と方向性 】**

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
21	子育て支援ネットワークの形成 【福祉課】	児童虐待防止ネットワーク等をうまく活用することにより、地域における相互扶助機能を再生し、地域におけるネットワークによる子育て支援を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・要保護児童対策地域協議会を必要に応じて開催します。
22	市ホームページ等を活用した子育てに関する情報提供 【福祉課】	子育て支援サービスや各種イベント等の情報の一元化を図り、広報誌や市ホームページにて提供します。 実績：実施しています。(H25)	・内容の充実を図りつつ、継続して実施します。

#### (4) 子どもの健全育成

##### 【現状と課題】

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられるため、全ての子どもを対象として放課後や週末等に、地域の方々の協力を得て、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

さらに、児童委員・主任児童委員が、地域における子育て支援や子どもの健全育成を通じた虐待の防止の取組等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めることが必要です。

##### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
23	民生委員・児童委員連絡協議会研修会 【福祉課】	地域の子育て支援のよきパートナーとして、新たな課題に対する研修会等を行い、役割を推進していきます。 実績：実施しています。(H25)	・月1回の連絡会(研修会)の実施
24	P T A連絡協議会・単位P T A活動への支援 【社会教育課】	P T A会員としての資質を高めるための研修会の開催や委嘱研究公開等各種P T A事業への支援などを積極的に行っていきます。	・P T A連絡協議会により継続して実施します。
25	青少年活動の充実 【社会教育課】	各種団体と連携を図り、多様な体験活動の機会の提供を推進します。 実績：市リーダー研修会、ふるさと学寮を各地域で実施 (H25)	・リーダー研修会への参加者に対しては、事前研修や事後研修でボランティア活動を経験させ、より充実した活動を目指します。
26	保育所での異世代交流事業(青少年、高齢者等) 【福祉課】	認可保育所で実施している世代間交流事業及び異年齢児交流事業の充実を図るとともに、必要な支援を行います。また、青少年の豊かな人間性やたくましく生きる力を育むために、社会教育団体等と連携をとり、青少年と高齢者や親子がふれあう機会をつくり、世代を超えた交流を推進します。 実績：17 箇所で開催 (H25)	・実施箇所：21 箇所(全保育所で取り組みます。)

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
27	子ども会の育成事業 【社会教育課】	子どもの健全育成に資するべく、会の内容等の充実を図っていきます。 実績：地区子ども会大会参加、地域子ども会大会の開催（年1回）（H25）	・中学生をリーダーとした自主的な子ども会活動を推進していきます。
28	豊かな自然を活かした児童の健全育成の推進 【社会教育課】	毎月第3土曜日を「子ども会活動の日」と定め、子ども会活動等を通じて、子どもが心身ともに成長できるようスポーツ、文化、レクリエーション等の多彩なプログラムを展開できるようにします。なお、年間計画の策定にあたっては、子どもの参画を推進します。 実績：防災無線で第3土曜日の広報（年12回）（H25）	・子ども会活動の日をおひさま運動の日として、更に家庭や地域での体験活動を推進していきます。
29	学校図書、図書館との連携強化 【社会教育課】	子どもたちの居場所として、公立図書館の活用をし、毎月、読書ボランティアグループが、読み聞かせを行います。 実績：月2～3回読み聞かせ実施（H25）	・ボランティアによる読み聞かせ、居場所づくりに努めます。
30	子どもの居場所づくり推進プラン 【社会教育課】	地域の人々の協力を得ながら、子どもたちの放課後や週末の時間を利用して、学校や公民館等で様々な体験活動や交流活動を展開していきます。	・今後は放課後子ども総合プランなどと連動し、地域の実態に合わせた活用を考えていきます。特に放課後児童健全育成事業に携わる民間事業者、保護者双方の意見に注視し検討します。
31	ふるさとセミナーの充実 【社会教育課】	郷土のよさを再認識してもらうために、各地域で文化財ウォッチングや郷土に昔から伝わるものなどを取り入れた体験学習的な事業等を積極的に展開していきます。 実績：各地域で実施（H25）	・小・中学生が参加するだけでなく、育成者と一緒に説明をしたりする活動も取り入れて参画意識を高めていきます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
32	青少年健全育成市民会議の設置 【社会教育課】	広く市民の総意を結集して、国、県の施策と呼応して、青少年の健全育成を図ります。 実績：市青少年育成市民会議を実施（年1回）（H25）	・家庭、学校、地域と連携し、郷土色豊かな教育活動の展開を図ります。
33	家庭教育学級の充実 【社会教育課】	活動内容の一層の充実を図るとともに、乳幼児健康診査や就学時健康診査等の多くの親が集まる機会を活用して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。 実績：市内全小・中学校で家庭教育学級実施（H25）	・家庭教育学級の内容を充実します。各学校で重点取組を行い、家庭教育力の向上に資するものにします。
34	望ましい家庭環境醸成へ向けた広報・啓発活動 【社会教育課】	各種団体研修会や家庭教育学級等の機会、また市報、その他広報チラシ等により「一家庭一家訓」の実践等、望ましい家庭づくりについて、継続的に広報・啓発していきます。 実績：PTA総会等で周知、各単位PTAで実施（H25）	・一家庭一家訓、食育、我が家の教育の日等の取組を各PTAで徹底します。
35	父親同士の交流の場の確保 【社会教育課】	子育てについての研修の場として、家庭教育学級での「父親セミナー」の実施や「おやじの会」等の推進・充実を図ります。 実績：市おやじの会を開催。（H25）	・家庭教育学級での父親が参加できる日程・講座を設置するなど、参加者ニーズに応じた事業の推進に努めます。
36	子育て講座の実施 【福祉課】	乳幼児期の子どもの成長に関わる正しい知識や親の役割、家庭環境づくりなど子育てに関する学習機会の提供に努めます。 実績：実施しています。（H25）	・各子育て支援センターで年1回実施します。

(5) 地域における人材育成

**【 現状と課題 】**

子ども・子育て支援制度では、保育所や幼稚園における子育て支援のみならず、地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、支援の担い手となる人材の確保が必要であり、高齢者、育児経験豊かな主婦、その他の地域人材を中心とした養成と、それらの人材を効果的に活用することが必要です。

**【 施策の目標と方向性 】**

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
37	子ども会指導者・育成者 研修会 【社会教育課】	研修会内容の一層の充実に努めます。また、指導者、育成者が集まるあらゆる機会を活用して、より充実した子ども会活動のあり方などについて情報提供に努めます。 実績：年1回開催(H25)	・研修した事が、子ども会活動で活かせるように研修内容を改善していきます。 (参加型学習等)
38	ジュニア・リーダークラブの育成 【社会教育課】	活動の様子を広く広報し、団員募集をするなど人材確保に努め、地域における活動を積極的に推進していきます。 実績：自主研修会の実施(年1回) ボランティア活動の実施(年10回程度)(H25)	・子ども会活動の支援をとおし、ジュニア・リーダークラブの活動を広げるとともに会員の増加につなげていきます。



## 2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取組などを進めます。

### (1) 子どもと母親の健康の確保

#### 【現状と課題】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行い、新生児が順調に成育できるよう指導・支援を推進します。

また、乳幼児健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者と子どもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

#### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
39	妊産婦・新生児訪問指導 【健康保険課】	助産師や母子保健推進員と連携し、妊婦に対する出産準備のための教育や産後の適切なアドバイス等の充実を図ります。 実績：里帰り出産も含め希望者に 100%の訪問を実施 (H25)	・希望された方へ 100%の訪問を実施します。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
40	こんにちは赤ちゃん事業 【健康保険課】	生後4箇月未満の乳児を対象に、母子保健推進員が家庭訪問を行い、母子の状況確認や相談役として関わるとともに、必要な事項に関しては市へ報告を行い今後の対応を検討していきます。 実績：対象者への100%の訪問を実施（H25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全戸訪問を継続します。</li> <li>・母子保健推進員のみによる100%の訪問はできていないため、地域のつながりのためにも、母子保健推進員の訪問の充実も図ります。</li> </ul>
41	育児支援家庭訪問事業 【健康保険課】	子どもがいる家庭のうち、子どもの育ちや母親の心身の状態などで育児ストレスや不安があり、支援が必要な家庭に対し保健師や助産師が訪問を行い、子育てをサポートしていきます。 実績：支援が必要な家庭に対し、100%の訪問を実施（H25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児支援家庭訪問対象者に対し、100%の訪問支援を実施します。</li> </ul>
42	育児相談 【健康保険課】	相談日を設定し、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士及び必要に応じて心理士、言語聴覚士などが専門的な視点で、適切な相談対応・アドバイスを行います。また、必要時には電話等で保護者の育児への不安軽減を図るとともに、子育てに自信と喜びがもてるよう支援していきます。 実績：実施しています。（H25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談対応を継続して実施します。</li> <li>・定例の母子相談を継続して実施します。（月1～2回）</li> </ul>
43	妊婦教室 【健康保険課】	妊娠期からの子育て支援として「出産・育児の不安軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「夫の育児協力の推進」などを目指し、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していきます。 H22年までは、市で妊婦教室を実施していましたが、ほとんどの産婦人科で妊婦教室を開催していることを受け、市の妊婦教室は廃止しました。しかし、子育て支援センターにおいて妊婦交流会を開催しており、行政協力も行っています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産時の満足度の維持</li> <li>・産婦人科や子育て支援センターとの連携の充実</li> </ul>

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
44	親子教室 【健康保険課】	子育て支援センター等との連携のもと、「育児不安の軽減」「仲間づくり」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」を目指し、保育士、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が教室スタッフとして専門的なアドバイスを行いながら実施していきます。また、子育て環境に伴い、親への支援が比重を占めている状況もあり、課題となっているため、子育て支援センターと十分に連携し、親支援を中心にした教室等を実施していきます。 実績：2～3箇月に1回実施（支援センター中心）（H25）	・子育て支援センターと連携した親子教室の開催継続
45	母子保健推進員活動 【健康保険課】	地域に根ざした活動が行えるよう育児支援についての研修会等を実施し、資質の向上に努めるとともに、地域住民に子育て応援隊の存在・役割を知ってもらうため、健診などの場を通じて広く周知します。 各地域にて定例会を開催し、市からの情報提供を行い、市民と行政のパイプ役になり、市民の身近な相談役として役割を担っているが、子育てニーズも多様化しており推進員に求められる責任も大きく、推進員の担い手が不足しています。 実績：【研修会】2回(市)1回(県) 各地域定例会の実施(H25) 【推進員活動件数】 2,840件(H25)	・資質向上のための研修実施。 ・母子健康手帳交付や健診を利用した周知の継続 ・母子保健推進員の確保
46	保育所・幼稚園の巡回訪問 【健康保険課】 【福祉課】	市内保育所・幼稚園を保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。 実績：実施しています。(H25)	・市内保育所、幼稚園への巡回訪問の継続及び個別支援の充実
47	妊婦一般健康診査 【健康保険課】	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を交付し、妊婦が安心して健診を受けられるよう経済的な支援を行います。また、健診結果から妊婦の健康状態の傾向をとらえ、母子健康手帳交付時などの講話に活かしていきます。 実績：実施しています。(14回補助)(H25)	・妊婦が安心して健診を受診できるよう、妊婦健診の助成の継続(14回補助)

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
48	母子健康手帳交付 【健康保険課】	指定日を設け、母子手帳及び父子手帳を交付するとともに、「妊娠期の不安の軽減」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「就業妊産婦への支援」などを目指し、保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士が専門的なアドバイスを提供します。また、あわせ妊婦歯科検診も実施し内容の充実に努めています。 実績：月2回実施及び随時交付も対応しています。(H25)	・保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士による講話を含めた母子健康手帳交付の継続
49	子ども医療費の自己負担金の減額 【健康保険課】	乳幼児の健康の保持増進を図るために、就学前の乳幼児に係る医療費を助成します。平成26年10月から、小学校卒業までを対象に助成対象を拡大しました(全額助成)。 実績：実施しています。(H25)	・継続して実施します。
50	乳幼児健康診査 【健康保険課】	「3～5か月児健診」「6～8か月児健診」「9～11か月児健診(医療機関)」「1歳6か月児健診」「2歳児歯科検診」「3歳児健診」を実施し、乳幼児の発育・発達の確認及び疾病や発達の遅延などの早期発見を図ります。また、「育児不安の軽減」「発育発達支援」「母乳育児の推進」「食育の推進」「お口の健康づくり」「事故防止」「母親交流」を目指した講話や個別相談対応も行っています。 実績：実施しています。 3～5か月児健診:96.3% 6～8か月児健診:97.3% 9～11か月児健診:62.6% 1歳6か月児健診:93% 3歳児健診:98.2% (H25)	・集団による乳幼児健診の継続 ・乳幼児健診未受診者のフォローの実施 ・3歳児健診でのむし歯有病者率の減少 ・心理士等の継続配置 ・健診従事者研修会の実施
51	児童手当の支給 【福祉課】	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減等を図る観点から、今後も引き続き対象児童を養育している保護者へ支給します。 実績：実施しています。(H25)	・支給対象がもれなく申請できるよう制度の周知に努めます。
52	保育料の軽減 【福祉課】	子どもが3人以上いる世帯、保育所に同一世帯から3人以上入所している世帯に対する保育料の減免制度を引き続き行う等、保育にかかる費用の負担軽減を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・現在の保育料の減免制度の周知及び適正な保育料減免を行いながら、保育料について検討を行います。

## (2) 思春期対策

### 【 現状と課題 】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようになるため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。

### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
53	思春期教室 【健康保険課】 【学校教育課】	市内全中学校を対象に、「いのちふれあい体験教室」を実施し、妊婦・産婦の方の話、乳児等とのふれあいを通して自分自身がどのように育ってきたのかを振り返り、家族への思いや、命の尊さについて考えます。また、自己肯定感高めることのできる機会のひとつとします。 実績：実施しています。 小学校：3校 中学校：14校（H25）	・継続して実施します。また、小学校とも連携し、小・中学校を通じた体制を整備する必要があります。
54	喫煙防止・飲酒防止・薬物濫用防止の対策（児童生徒・保護者・地域住民への教育の充実、学校・公共機関での分煙実施等） 【学校教育課】	好奇心による喫煙、飲酒、薬物濫用を未然に防げるよう、喫煙、飲酒、薬物濫用のもたらす弊害について、思春期のうちから徹底した指導を行います。 さらに、子どもたちがたばこや酒、薬物等を簡単に手に入れることができない環境整備に努めます。 実績：実施しています。（H25）	・関係機関と連携した薬物乱用防止等に関する指導を推進し、学校における健康教育の充実を図ります。
55	思春期保健相談体制の充実 【学校教育課】	養護教諭・学級担任による指導を行い、学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。 実績：小・中学校全校で実施（H25）	・養護教諭・学級担任等による指導、学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図ります。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
56	性教育の充実 【学校教育課】	子どもたちが、自己肯定感や人への思いやりの気持ちをもって行動したり、自分の健康管理を行ったりするように、また、性犯罪の被害者とならないよう性教育の充実を図ります。子どもの年代や意識に応じて、教科、道徳の授業等の中で、発達段階に応じた性教育を計画的に実施しています。 実績：小・中学校全校で実施（H25）	・教科、道徳の授業等の中で、発達段階に応じた性教育を計画的に進めます。 関係課との連携も図りながら、人材活用等で学校における性教育の充実を図ります。
57	エイズ教育推進事業 【学校教育課】	教育・保健分野が連携し、児童生徒を対象としたエイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、命の尊さについて学び感じる教育の充実を図ります。 実績：小・中学校全校で実施（H25）	・教育・保健分野が連携し、児童生徒を対象としたエイズや性感染症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、人権教育の視点からの命の尊さについて学び感じる教育の充実を図ります。

### (3) 食育の推進

#### 【 現状と課題 】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

#### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
58	学校、保育所、幼稚園等での食に関する指導体制充実 【学校教育課】 【健康保険課】	教育・保健分野が連携し、育児教室や家庭教育学級等において、料理講習を実施するなど食に関する学習機会の充実、場づくりを図ります。 栄養教諭の兼務発令を行い、学校、幼稚園や家庭教育学級等で食に関する指導を行い、望ましい食習慣の確立に向けて取り組んでいます。 保健分野においては、各学校、保育所、幼稚園などから要望あった場合は健康教育等実施しています。また、学校保健委員会や学校教員向けに食に関する健康教育を実施しています。 実績：実施しています。(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・栄養教諭の兼務発令を行い、学校、幼稚園や家庭教育学級等で食に関する指導を行い、望ましい食習慣の確立に向けた取組を推進します。</li> <li>・各関係機関と連携を深め、あらゆる場で健康教育が行えるよう体制を整えます。</li> </ul>
59	「食農交流」の推進 【農林水産課】	地元の農産物を小・中学校の給食で利用するなど地域の食文化に対する関心を高め、食の安全・安心に関する理解を深めます。 実績：地場産物使用 33%(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食等での地場産物使用：35%</li> </ul>

#### (4) 医療体制の充実

##### 【 現状と課題 】

地域で安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤整備として、小児医療体制の一層の充実・確保に取り組みます。また、子育て世帯の経済的支援として、医療費助成を実施します。

また、県及び近隣の市町村、関係機関との連携のもと、体制の整備に取り組みます。

##### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
60	予防接種 【健康保険課】	疾病予防及び蔓延防止のため、今後も積極的な取組を推進するとともに、接種機会が少ない、実施期間が短い、子どもたちが体調を崩しやすい等の理由により、標準的な接種年齢で接種できない児童も多いことから、医療機関との連携を強化し、接種しやすい体制づくりに努めます。 新生児訪問や乳幼児検診等で接種間隔や接種のスケジュール等の情報提供を行い、接種率の増加に努めています。 実績：実施しています。(H25)	・ 予防接種体制の継続



### 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが心身ともに健やかな成長できるように、育児不安の解消や学校教育環境の整備、地域の教育力の向上、有害環境対策等の取組を進めます。

#### (1) 親の心構えや不安・課題の軽減

##### 【現状と課題】

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うこととなります。

しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要です。

子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう、地域の様々な資源を活用して、子育てを支援し、市の子どもと子育てをしている親を支えていく仕組みづくりを図ります。

##### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
61	男女が協力して家庭を築き、子育てをすることの意義に関する教育・広報・啓発の推進、講演会等の開催 【社会教育課】	教育・保健分野が連携し、命の教育を基本に、児童生徒、学校関係者、保護者の相互理解を目的とする男女の性の尊重や、思春期の心身の変化等についての講演会等を開催し、母性・父性を育てていくための支援を実施します。また、教科指導を通して、家庭生活を大切にする心情をはぐくみます。 実績：全中学校で実施。(年1回)(H25)	・男女共同参画の視点や家庭教育の充実に資する内容の子育て講座を実施します。
62	乳幼児、児童相談 【福祉課】 【健康保険課】	今後、育児不安が危惧されるハイリスク妊婦への支援や健診・育児相談等の母子保健のあらゆる場面で母親の育児のしづらさを早期発見し、重症化を予防するための取組などの検討を行います。 また、関係機関との連携の強化を図り、家庭における適切な児童の養育と、養育に関連して発生する児童の問題の解決を図るため、家庭児童の福祉に関して専門的に相談、指導にあたります。 実績：実施しています。(H25)	・家庭相談員・保健師による相談体制の継続

## (2) 子どもの生きる力に向けた学校の教育環境等の整備

### 【 現状と課題 】

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、子ども一人ひとりに対するきめ細やかな指導や豊かな心を育むための道徳教育、健やかな体を育むためのスポーツ環境の充実、信頼される学校づくり等の整備に努めることが必要です。

### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
63	教育相談活動の充実 【学校教育課】	子育てについての相談等が気軽にできるような相談についての広報及び教育相談専門員等の効果的な活用を図ります。 実績：小・中学校全校で派遣(H25)	・多様化した相談に対応するために、職員の資質向上を図ると共に、関係課との連携強化を図ります。
64	個に応じたきめ細かな指導の充実 【学校教育課】	個に応じたきめ細かな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努めます。授業研究や研修等を実施し、教職員の資質向上に努めています。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・個に応じたきめ細かな指導、教育を充実させ、基礎・基本の確実な定着や個性の伸長を図り、自己教育力や創造性の育成に努めます。
65	外部人材の協力による学校の活性化の推進 【学校教育課】	学校の活性化を図るために、外部人材が協力、参加する取組を推進します。地域人材を活用した教育活動を実施され、学校教育の充実が図られているが、一方で「学校応援団」が十分に活用されていません。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・学校の活性化を図るために、外部人材が協力、参加する取組を推進します。特に、「学校応援団」の計画的な活用の推進を図ります。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
66	<p>「私たちの道徳」を活用した道徳教育の推進及び道徳授業の充実</p> <p>【学校教育課】</p>	<p>文部科学省が、道徳教育がより一層の充実を図るために作成し、全ての児童生徒に配布した「私たちの道徳」を活用し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図ります。また、学校における教育活動のみでなく、保護者の理解を得ながら、家庭における子どもの道徳性の育成への活用を推進します。</p> <p>実績：小・中学校全校で実施(H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省作成の「私たちの道徳」の計画的活用を図ります。人材活用を図った道徳の授業等を推進し、道徳教育の充実を図ります。</li> </ul>
67	<p>学校におけるスポーツ環境の充実（一校一運動）</p> <p>【学校教育課】</p>	<p>優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫・改善を進め、体育授業の充実を図るとともに、外部指導者の活用や地域との連携を進め、運動部活動の改善、充実を図りますなど、学校におけるスポーツ環境の充実を推進します。</p> <p>体力向上に向けて、教科体育の充実や体力づくりの日常化について取り組んでいます。</p> <p>小学校においては、「チャレンジかごしま」に全校で取り組んでいます。</p> <p>実績：小・中学校全校で実施(H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「 Chesto いけひ おきっこ事業」の推進を図り、教科体育の充実、体力づくりの日常化に向けた取組を推進します。</li> </ul>
68	<p>健康教育の推進</p> <p>【学校教育課】</p>	<p>子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を推進します。</p> <p>実績：小・中学校全校で実施(H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けさせるための健康教育を、学校と家庭が連携した取組を推進します。</li> </ul>

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
69	特色ある学校づくりの推進 【学校教育課】	人権教育、体験活動をとおした郷土教育、情報教育の充実、花と歌声とボランティア等を通じて、学校の実態等に応じて、特色ある学校づくりを推進します。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権教育、体験活動をとおした郷土教育、情報教育の充実、花と歌声とボランティア等を通じて、学校の実態等に応じて、特色ある学校づくりを推進します。</li> <li>「ひおきふるさと教育」の自校を推進します。</li> </ul>
70	学校の安全管理の推進 【学校教育課】	児童生徒が安心して教育が受けられるように、学校、家庭、地域の関係機関・団体が連携し、安全管理に関する取組を推進します。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒が安心して教育が受けられるように、学校、家庭、地域の関係機関・団体が連携し、安全管理に関する取組を推進します。</li> </ul>

### (3) 子どもを取巻く有害環境対策の推進

#### 【 現状と課題 】

パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNSの利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりが必要です。

#### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
71	街頭補導活動の推進 【社会教育課】	環境の浄化のために、PTA、学校等と地域が一体となった取組を今後も推進していきます。 市が補導委員を委嘱し、環境浄化活動を目的とした補導を行っています。 実績：各地域年6～9回実施(H25)	・青少年の実態等を考慮し、補導場所を設定する等、環境浄化活動を充実させます。また、他の機関との連携を密に取り不良行為等の未然防止に努めます。
72	インターネット等情報モラルについての指導強化 【学校教育課】	情報モラルについて、社会問題化している現状を踏まえ、より具体的な指導を強化していきます。 全小・中学校で児童生徒へ情報モラルの指導を行うと共に、携帯電話やスマートホンの使い方等についても児童生徒や保護者に行っています。教育講演会も、情報モラルの視点で行っています。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・情報モラルについて、社会問題化している現状を踏まえ、より具体的な指導を強化していきます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
73	校外生活指導連絡協議会との連携による校外補導 【社会教育課】	関係機関がさらに連携を密にして、地域全体で子どもを育成していく環境づくりに努めていきます。 市校外生活指導連絡会や地域校外生活指導連絡協議会を開催し、地域と一体となった青少年健全環境づくりに努めています。 実績：市外指連年1回。 地域外指連年3回。(H25)	・PTA、子ども会育成会等との連携を密にし、各地域の実態に合わせた活動を充実します。

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

### (1) 良質な居住環境の確保

#### 【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

#### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
74	市営住宅建設事業 【建設課】	子育て世代にも安心して暮らせる、住居環境の整備を行い、まちづくりを進めていきます。 実績：5団地 50戸完成(H25)	・新規2団地を完成させ、計画的に既設住宅の建替えを完成します。
75	シックハウス対策 【建設課】	建材や家具・日用品などから発散するホルムアルデヒドやVOCなどの揮発性の有機化合物による病気や症状に対する予防対策に努めます。 新規団地入居前にホルムアルデヒド等の化学物質濃度測定を行い、基準値未満の確認を行いました。 実績：5団地 50戸で実施(H25)	・室内に使用する建材の選定に留意し、完成時に濃度測定を行い、入居者の安全を確保します。

## (2) 安心して外出できる環境の整備

### 【 現状と課題 】

子どもや妊産婦をはじめ、あらゆる人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、道路、公園、公共交通機関などにおけるスロープの設置や段差の解消等のバリアフリー化や危険防止のための手すりの設置などの取組が必要となります。

子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないように、通学路における歩道設置など交通安全施設の整備、道路照明等の安全対策が必要となります。

### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
76	バリアフリー化の普及・啓発 【建設課】	日置市マスタープランに基づき、積極的にバリアフリー化を導入して居住環境の整備を行います。 実績：実施しています。(H25)	・既存団地の建替えにより推進します。
77	公園・遊具等の整備 【建設課】	子どもの安全な遊び場を確保するため、児童公園等の整備・充実を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・危険性の高い施設の更新を行います。



### (3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 【現状と課題】

近年、道路交通網の整備、車の増加により交通事故の発生件数も増加しています。

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所等、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づき、駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を推進するとともに、生活道路等において、歩道等の整備、車両速度を抑制するような対策を進め、安全で安心な道路空間を創出すること等が望まれています。

また、事故の危険性の高い通学路において、歩道等の整備等、バリアフリー化による安全・安心な歩行空間の創出の推進が必要です。

#### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
78	交通安全教育の推進 【総務課】	子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、各関係機関等との連携、協力体制の強化を図るとともに、参加・体験型の交通安全教室の開催やロードミラーの整備など、交通事故防止対策を推進します。 実績：実施しています。(H25)	・現状に加え広報誌等を通じて交通安全の啓発を図ります。
79	チャイルドシートの正しい使用の徹底 【総務課】	チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法についての普及啓発活動を進めます。 実績：実施しています。(H25)	・広報誌等を通じて普及啓発を進めていきます。
80	歩道整備の推進及び歩道幅員の拡張 【建設課】	都市計画道路では、歩道の整備を実施中であり、他の市道についても主要な生活道路から整備を進めていきます。 都市計画道路については、郡中央通り線の整備に伴う歩道整備を行いました。 実績：実施しています。(H25)	・県道の整備計画により郡中央通り線の歩道整備を進めます。
81	ロードミラーや交通安全看板等の設置 【総務課】	ロードミラーの新規設置については、地域づくり推進事業にて設置し既設のロードミラーの修繕については総務課で対応します。交通安全施設の標識等については、県公安委員会等と協議の上、標識等の設置を行います。 実績：実施しています。(H25)	・必要に応じて設置していきます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
82	通学路の安全点検 【建設課】	歩道の平坦でない所、段差がある所、水の溜まる所等を重点的に通学路の安全点検を実施します。 実績：市内全小学校で安全点検(H25)	・通学路交通安全プログラムにより要望箇所のとりまとめを行い、安全点検を実施します。
83	公共施設等のバリアフリー化の促進 【建設課】	道路の歩道整備にあたり、段差をなくします。 地域からの要望を基に現地を確認し、対応の必要な箇所は随時整備しました。 都市計画道路については、郡中央通り線の整備に伴う歩道整備を行いました。 実績：実施しています。(H25)	・県道の整備計画により郡中央通り線の歩道整備を進めます。 ・点検パトロールや地域からの要望により、段差解消の整備を進めます。
84	子育て世帯への「日置市子育てマップ」による情報の提供 【福祉課】	授乳室や託児室の設置施設、親子で利用できる遊び場などを「日置市子育てマップ」を配付し、情報提供します。 実績：実施しています。(H25)	・転入者や生後4箇月までの子どもがいる家庭を中心に配布を行います。
85	防犯施設の整備 【総務課】 【建設課】	必要性和緊急性を踏まえ、通学路や公園における照明設備の整備を進めます。 関係自治会と協議を行い、都市公園における照明設備の整備を行いました。 実績：実施しています。(H25)	・必要に応じて整備します。 ・自治会からの要望により、地域に即した整備を進めます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
86	公共施設の安全対策 【建設課】 【建設課】	道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所の構造・設備について、修繕や改善が必要なときには、防犯設備の整備を進め、利用する市民の安全対策に努めます。 定期的なパトロールの実施や自治会や市民からの修繕等の連絡により、現地を確認し道路異常個所の早期発見に努め、必要に応じて整備を図りました。 実績：実施しています。(H25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、定期的なパトロールの実施や自治会や市民からの修繕等の連絡により、現地を確認し道路異常個所の早期発見に努め、必要に応じて整備を図ります。</li> <li>・随時、多目的トイレの整備を進めます。</li> </ul>

#### (4) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

##### 【 現状と課題 】

安全で住みよいまちづくりは、すべての市民の願いではありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、保護者やP T A等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組むことが必要です。

##### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
87	防犯対策 【総務課】	地域住民、警察、日置地区防犯協会等との連携により、情報の共有化や情報交換を進めますとともに、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実に努めます。また、様々な機会をとらえ、子ども自身の危機管理意識の醸成を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図ります。
88	子どもの安全対策活動への支援 【社会教育課】	各小・中学校のP T Aや地域の自主防犯グループの活動を促進し、地域のパトロール活動などの自主的な安全対策活動を支援します。 実績：各学校で実施(H25)	・スクールガード(学校応援団を含む)と連携して、子どもの安全を確保します。
89	防犯講習の実施 【総務課】	子どもが犯罪に遭わないようにするために、学校や自治会活動等の場を利用して警察署、日置防犯協会と連携しながら、防犯講習を実施します。 実績：実施しています。(H25)	・現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図ります。
90	子ども 110 番の家活動の支援 【総務課】	地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、警察署、日置防犯協会と連携しながら、地域の状況を考慮した子ども 110 番の家活動を支援します。 実績：実施しています。(H25)	・現状に加え広報誌等により防犯意識の啓発を図ります。

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

現在の少子化の背景には、働き方をめぐるさまざまな課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。

男女がともに子育てを担い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて子育て家庭、事業所、地域全体で推進していくことが求められています。

### （1）多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

#### 【現状と課題】

夫婦共働き世帯の増加や子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められていますが、育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。

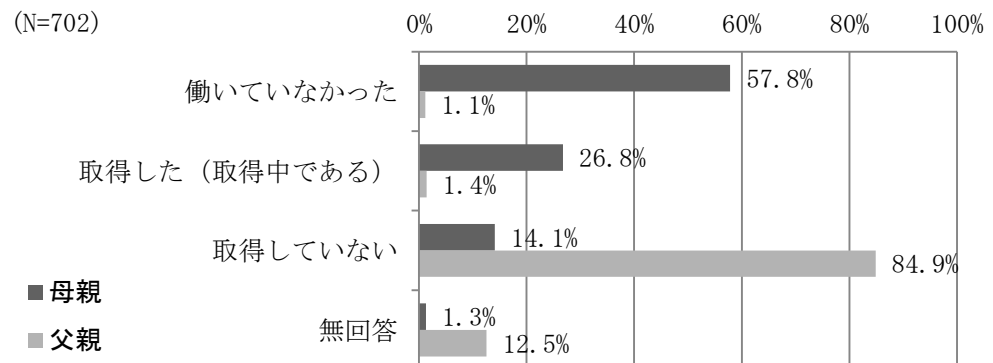
企業にとっては、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

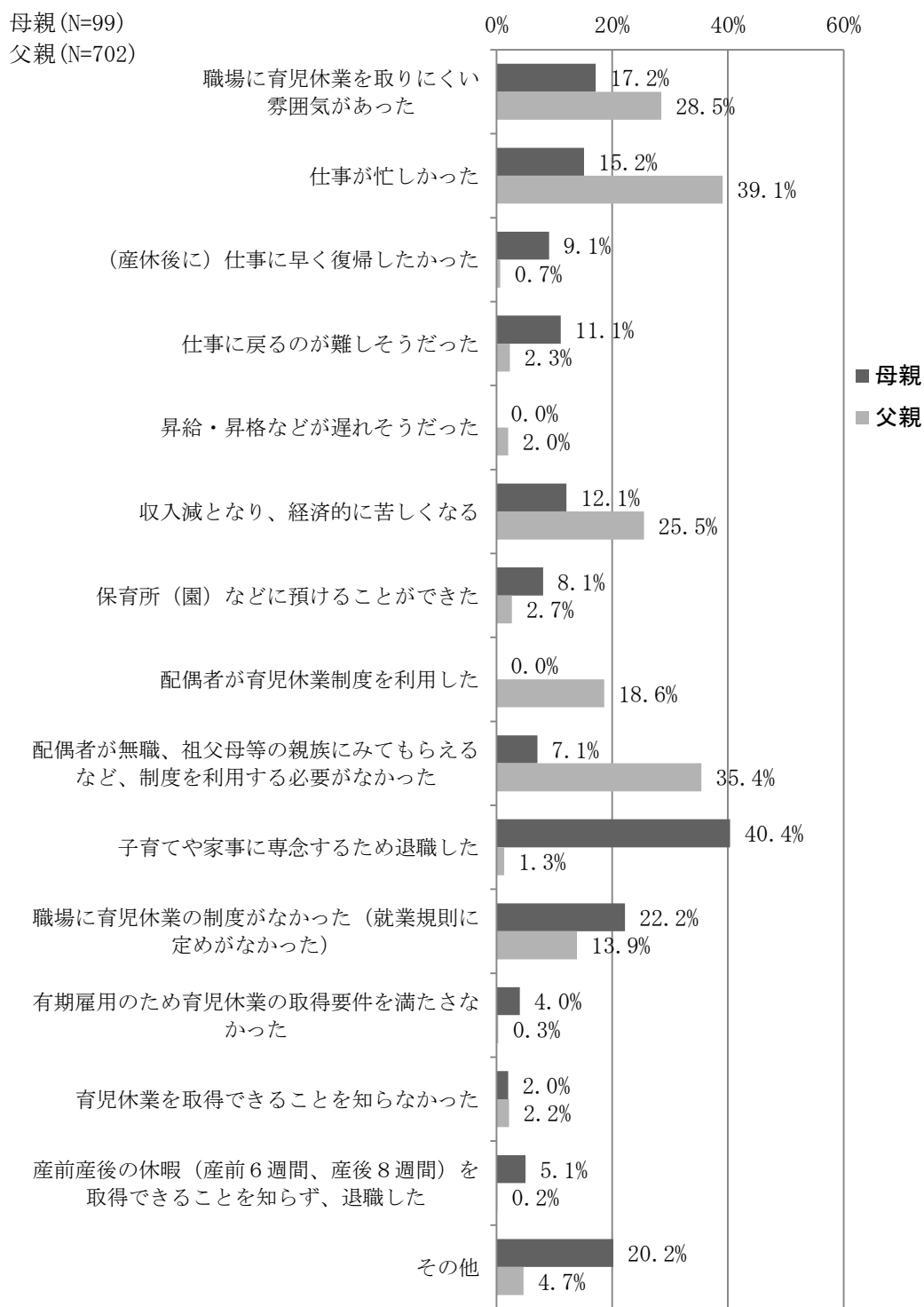
#### ■育児休業の取得状況について

育児休業の取得状況について、「取得した」と回答された方は母親で26.8%、父親で1.4%となっています。

育児休業を取得していない理由として母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が40.4%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった」が22.2%となっています。

父親では「仕事が忙しかった」が39.1%と最も多く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が35.4%となっています。





【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
91	男女共同参画基本計画に基づく啓発事業 【地域づくり課】	<p>「性別による固定的な役割分担意識」を見直し、より良い子育て環境を構築するため、男女平等に関する情報提供や意識啓発事業を推進し、男女共同参画社会の実現を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お知らせ版等での国・県の週間のイベントの広報</li> <li>・学校、学級PTA、地区公民館講座、女性団体、自治会長連絡協議会等での男女共同参画の出前講座による、子どもたちの自己肯定感や保護者、学校、地域の連携による子育て支援意識啓発の勧め</li> <li>・講演会</li> <li>・保護者、学校、地域住民の連携による青少年育成支援としての正しく「性」を知る内容</li> <li>・大人の自己肯定感意識啓発のテーマ</li> <li>・男女共同参画推進懇話会による地域での子育て支援の取組の検討</li> </ul> <p>実績：講演会・出前講座等 24 回実施 (H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会による地域での具体的な子育て支援行動</li> <li>・男女共同参画地域推進員活動の活用による地域での子育て支援の拡充</li> <li>・学校、学級PTA、地区公民館、地域団体への出前講座による男女共同参画の推進による子育て支援</li> <li>・相談員による子育て親等への相談の実施</li> <li>・学校等での専門講師による出前講座の実施</li> <li>・広報による啓発</li> </ul>
92	育児休暇取得率の向上 【商工観光課】	<p>育児休業の促進や育児参加等、国の施策に基づいた育児休暇制度の周知を図ります。国の施策に基づいた育児休暇制度は、ある程度周知されてきたものの、現状としては、実施されていないケースもあります。</p> <p>実績：ポスター掲示板等実施 (H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国等の方針に基づく周知を広報誌等で実施します。</li> </ul>
93	労働条件の改善と就労環境の整備推進 【商工観光課】	<p>労働者が職業生活と家庭生活及び地域活動に、共に参加することができるように、労働条件の改善と就労環境の向上に関する周知を図ります。</p> <p>会社経営等の現状により、必ずしも施策の改善が図られるとは言えません。最低賃金については、改善されてきました。</p> <p>実績：広報等実施 (H25)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き国等の要請に基づき広報誌等で周知します。</li> </ul>

## (2) 仕事と子育ての両立の推進

### 【現状と課題】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、時間外保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実が必要とされています。

### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
14	保育所の計画的整備 (再掲) 【福祉課】	地区による児童数の格差を是正するよう、各地区で一律したサービスが提供されるように計画的な保育所の整備を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・市内保育所の入所状況・施設の老朽度を踏まえて整備計画を見直し、計画的な整備を行います。
20	保育サービスに関する情報提供 (再掲) 【福祉課】	利用者に保育サービスの現状を把握してもらうため、また、利用者の選択性を高めるために、広報誌やしおり及び市のホームページによる保育サービスに関する各種の情報提供を進めます。 実績：実施しています。(H25)	・継続して実施します。
10	延長保育 (再掲)【福祉課】	就労形態の多様化に伴い、親子の接する時間の減少等を配慮しながら、さらなる延長保育の充実を図っていきます。 新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保育時間を「保育標準時間」及び「保育短時間」の2区分に設定されており、今後、利用増加が見込まれることから、事業の拡充を図っていきます。 実績：21 箇所で開催 (H25)	・実施箇所：21 箇所 (全保育所で取り組みます。)
8	病児・病後児保育事業 (再掲) 【福祉課】	「病気回復期」にあり、集団保育等が困難な児童で保護者の勤務の都合、疾病など社会的にやむを得ない事情により家庭で育児を行うことが困難な場合、当該児童を保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。また本事業の周知を図りながら、児童の健全育成を図ります。 実績：2 箇所で開催 (H25)	・実施箇所：2 箇所



No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
11	一時預かり事業 (再掲) 【福祉課】	<p>保育の実施の対象とならない就学前児童で保護者の疾病、入院、災害、事故、育児等に伴う心理的、肉体的負担の解消を図るための一時的な保育を実施しますなど需要に応じた保育サービスの提供により児童福祉の推進を図ります。</p> <p>新たに施行される子ども・子育て支援法においては、保護者の就労時間について下限時間を設けており、就労時間が下限時間未満のお子さんは、「一時預かり事業」にて対応するため、事業の拡充を図っていきます。</p> <p>また、幼稚園の預かり保育についても一部預かり保育になる場合もあります。</p> <p>実績：20 箇所で実施 (H25)</p>	<p>・実施箇所：21 箇所 (全保育所で取り組みます。)</p>
6	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) (再掲) 【福祉課】	<p>小学校の児童に対し保護者が労働等により昼間家庭にいないものに放課後施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え児童の健全育成を図ります。</p> <p>実績：13 箇所で実施 (H25)</p>	<p>・実施箇所：14 箇所</p>

## 6 その他の子育て支援対策

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含むすべての人や機関が手を差し伸べ支えることが大切です。

いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあり、このような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

我が国も平成6年に子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」を批准しました。また、平成25年には「いじめ防止対策推進法」が施行され法的整備が進んでいます。

また、ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図ります。

障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことで、その制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

対象となる障がいは多様化、複雑化していますが、それらに対応できる体制を整えていく必要があります。

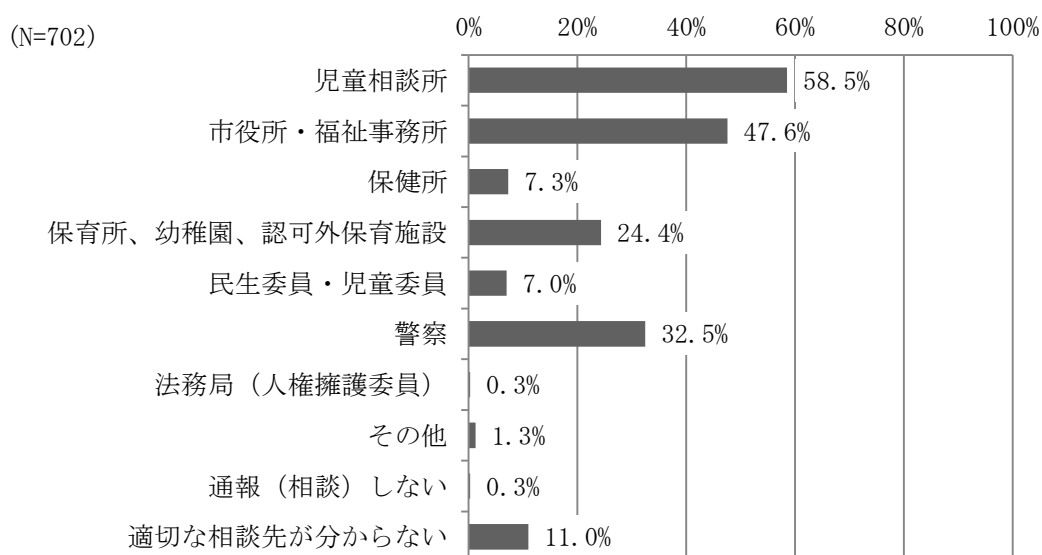
## (1) 児童虐待防止対策の充実

### 【現状と課題】

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について一体となって家庭を支援することが大切です。

#### ■子どもが虐待されていると知ったときの通報先について

子どもが虐待されていると知ったときの通報先について、「児童相談所」が 58.5%と最も多く、次いで「市役所・福祉事務所」が 47.6%となっています。



### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
94	産後うつスクリーニング事業 【健康保険課】	産後うつ対策として、新生児訪問や乳児健診、育児相談等の場において産後うつスクリーニングを実施しています。スクリーニング陽性者については必要に応じて訪問・電話・母子相談にて支援をしていきます。 実績：実施しています。(H25)	・3～5か月児健診での産後うつスクリーニング陽性者率の減少
95	啓発ポスターの掲示 【福祉課】	今後も積極的に児童虐待防止に関する広報を行っていきます。 実績：実施しています。(H25)	・児童虐待防止推進月間にポスター等による周知を図り、意識啓発を行います。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
96	緊急一時保護体制の整備 【地域づくり課】 【福祉課】	虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）等を受けている疑いのある児童やその家庭等の状況を早期に把握し、児童相談所に援助を依頼します。 関係課との連携による情報収集と支援、相談員等の研修会、専門講習会への参加による相談体制の充実に努めています。 実績：実施しています。（H25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係課等との連携の確認</li> <li>・研修会等への参加</li> </ul>
97	DVの予防対策と相談体制の充実 【地域づくり課】 【福祉課】	配偶者等への暴力を根絶するため関係機関との連携、協力のもと広報等を通して社会の意識啓発や基盤整備を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・お知らせ版、広報ひおき、自治会回覧でのDV防止等に関する広報啓発の実施</li> <li>・DV相談のチラシ・カードを地区公民館、福祉課、健康保険課、支所市民生活課、医療機関、大型店舗に配置</li> <li>・学校出前講座の際相談体制の周知</li> <li>・啓発運動期間中 本庁ロビーにパープルツリーの設置 市職員等に専門講師によるDV防止及びハラスメント研修の実施</li> <li>・男女共同参画地域推進員のDV相談等の研修受講による、地域での啓発と市との連携の構築</li> <li>・今後もDVの原因でもある女性の人権について男女共同参画の視点による啓発活動の拡充が必要です</li> </ul> 実績：実施しています。（H25）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報による防止啓発</li> <li>・DV相談の周知</li> <li>・DV相談のチラシ・カードの市内公共施設への再配布</li> <li>・お知らせ版等での周知</li> <li>・啓発運動期間中パープルツリーの設置による目に見える啓発活動</li> <li>市職員等へDV防止やハラスメント研修をとおして、市民や地域へのあらゆる人権の啓発の拡充を図ります</li> <li>・男女共同参画地域推進員連絡会の開催</li> <li>・出前講座の拡充</li> </ul>
98	学校懇談会 【学校教育課】	各小・中学校の管理職員と地域の民生委員・児童委員との懇談会による情報交換と、その後における地域での要保護児童の見守りなどの連携を図ります。 「民生委員・児童委員と語る会」、「学校評議員会」等の機会を捉えて、意見交換や情報交換を行い、地域と連携して児童生徒の支援に努めます。 実績：実施しています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して実施します。</li> </ul>

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
4	子ども支援センター (再掲) 【学校教育課】 【健康保険課】 【福祉課】	教育相談員、家庭相談員、カウンセラー等による相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携に努めます。 実績：実施しています。(H25)	・関係課との連携をさらに強化し、一体感のある相談体制の確立を図ります。 県の事業で行っていたスクールソーシャルワーカーを単独事業で実施し、体制の充実を図ります。

## (2) 被害に遭った子どもの保護の推進

### 【現状と課題】

いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図るとともに、具体的な指導、支援を行うため、諸機関が連携した多様な手段できめの細かい対応を整えます。

### 【施策の目標と方向性】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
99	スクールカウンセラーの配置 【学校教育課】	県の事業として中学校に配置するとともに、その他の学校へは市の教育相談員が対応します。 H26 から、全中学校と必要とする学校へ派遣し、より効果的な相談が行われています。 実績：実施しています。(H25)	・全中学校及び必要とする小学校へ派遣し、相談体制の充実を図ります。
100	スクールソーシャルワーカーの配置 【学校教育課】	県の事業として、市内小・中学校を二分し、2名で子どもの諸問題に教育相談員とともに対応します。 実績：小・中学校全校へ派遣(H25)	・H27 から、市の単独事業とし2名体制で事業継続を行い、相談活動の充実を図ります。

### (3) ひとり親家庭等の支援の推進

#### 【 現状と課題 】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。

ひとり親家庭等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所等と連携し、効果的に行う体制を充実に努めます。

また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持できるよう努めます。

#### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
101	児童扶養手当 【福祉課】	ひとり親家庭等の児童の保護者に対して児童扶養手当を支給することにより、これらの児童の福祉増進を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知及び適正運用の継続
102	ひとり親家庭医療費助成事業 【福祉課】	ひとり親家庭等の自立を経済的に支援する一環として実施しているひとり親家庭医療費助成事業の充実を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知及び適正運用の継。
103	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 【福祉課】	ひとり親家庭等に対し、生活に必要な資金を貸付けることにより経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため県の指導のもと事業を推進します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知に努めます。
104	自立支援教育訓練給付金 【福祉課】	ひとり親家庭等の主体的な能力開発を支援するもので、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない人が指定教育講座を受講し、修了した場合、経費の助成を推進します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知に努めます。
105	高等職業訓練促進給付金 【福祉課】	ひとり親家庭の父又は母が看護師や介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間の2分の1（平成23年度までに修業した人は全期間）に相当する期間の高等技能訓練促進費を）支給することで、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするもので今後も引き続き事業を推進します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知に努めます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
106	保育所の優先入所 【福祉課】	「きめ細やかなサービスの展開」と「自立の促進」の観点から、ひとり親家庭等に対しては優先して保育所等に入所できるよう対処します。 実績：実施しています。(H25)	・保育を必要とする事由がある児童に対し、入所の調整要綱に従い、入所の調整を実施します。
107	母子生活支援施設入所 【福祉課】	保護の必要が認められる（自立が困難等）母子家庭または母子に準ずる家庭に対して入所を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の適正運用
108	保育料の軽減措置 【福祉課】	母子、父子世帯で所得に応じて保育料の軽減を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の継続

#### (4) 障がい児施策の充実

##### 【 現状と課題 】

障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な療育・保育・教育を行うなど支援の充実に努める必要があります。

##### 【 施策の目標と方向性 】

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
109	障がい児の健全な発達を支援する一貫した総合的な取組の推進 【福祉課】 【健康保険課】	日置市療育支援ネットワークの充実を図り、障がいの早期発見・早期支援が円滑に行えるようシステム化し、市民に対して普及啓発していきます。 実績：実施しています。(H25)	・支援体制のシステム化、充実に努めます。
110	健診後フォロー教室 【健康保険課】	健診等で発達を見守りたいケースに対して子どもとその保護者を対象にした親子教室を実施し、遊びを通じて子どもの発達の確認や関わり方について保護者と一緒に考えていき、専門の相談や療育機関へ支援をつなげていきます。また、保護者同士の交流の場としても活用してもらい、育児不安の軽減に努めます。 実績：実施しています。48回/年(H25)	・継続して実施します。
111	障がい児に対する保育・教育環境の整備 【学校教育課】	施設設備や療育指導の充実を図るとともに、小・中学校においては、障がいのある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実に努めます。 実績：予算の範囲で実施(H25)	・施設設備や療育指導の充実を図るとともに、小・中学校においては、障がいのある児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校設備の改善・充実に努めます。



No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
112	障がい児に対する教職員の質的向上 【学校教育課】	福祉教育担当教員や管理職教員への各種研修等を通じて、教職員の障がい児に対する理解認識を深めるなど、教員の資質向上を図ります。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・継続して実施します。
113	適切な教育的支援 【学校教育課】	関係機関との連携の強化を図り、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、高機能自閉症等教育及び療育に特別のニーズがある子ども等、一人ひとりの状態に最も適切できめ細かな教育・指導が行われるように努めます。 実績：小・中学校全校で実施(H25)	・継続して実施します。
114	補装具費支給 【福祉課】	身体障がい児に対して、身体の失われた部位や、思うように動かすことのできない部分を補って、日常生活等をしやすくするために、必要な用具を交付・修理します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
115	日常生活用具給付 【福祉課】	重度身体障がい児または重度、最重度の知的障がい児に対して、日常生活の便宜を図るため、障がいを補うことのできる日常生活用具を給付・貸与します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
116	居宅介護 【福祉課】	障がい児に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
117	短期入所 【福祉課】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい児を入所させて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
118	児童発達支援放課後等 デイサービス 【福祉課】	障がい児に対して、障害児通所施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
119	行動援護 【福祉課】	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい児であって、常時介護を要する者につき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
120	日中一時支援 【福祉課】	日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校等の空き教室等において、障がい児に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための訓練その他必要な支援を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
121	移動支援 【福祉課】	単独で行動することが困難な障がい児の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出時において、個別の移動支援を行います。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
122	特別児童扶養手当 【福祉課】	精神または身体に障がい（中・重度）を有する20歳未満の児童を養育している方に手当を支給し、障がい児の生活の向上を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知と適正運用に努めます。
123	障害児福祉手当支給事業 【福祉課】	重度の心身障がいにより日常生活に常時介護が必要な20歳未満の児童に手当を支給し福祉の増進を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
124	重度心身障害者医療費助成 【福祉課】	重度心身障がい児（者）に対して、保険診療による医療費の一部負担金を助成します。 実績：実施しています。(H25)	・制度の周知徹底に努めます。
125	障がい児施策や制度に関する情報提供の充実 【福祉課】	障がい児の保護者に対して、その障がいに対応したサービス及び施設等の情報を提供します。 児童支援利用計画の推進、パンフレットの作成、配布を行うことで周知が図られました。 実績：実施しています。23,000部配布(H25)	・周知の徹底に努めます。

No.	施策 【担当課】	施策内容・現状	方向性・目標値
126	特別支援教育の充実 【学校教育課】	軽度発達障がいの子どもの児童生徒も対象の中を含め、関係機関との連携を図りながら、校内支援体制の充実を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・巡回相談の積極的な活用，養護学校と連携した特別支援教育の支援体制の充実に努めます。
127	保育料の軽減措置 【福祉課】	障がい児（者）世帯で所得に応じて保育料の軽減を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・制度の継続
128	発達相談支援事業 【健康保険課】	発育・発達の気になる子どもの相談や訪問等について、療育施設や子ども総合療育センター、教育委員会等と連携しながら、子ども・保護者の支援を行います。また、乳幼児健診の充実とともに健診等後の要フォロー児のフォロー体制を関係機関と連携しながら構築します。 実績：年6回実施(H25)	・発達相談支援事業の継続 (年6回開催)
46	保育所・幼稚園の巡回訪問 (再掲) 【健康保険課】 【福祉課】	市内保育所・幼稚園を保健師が訪問し、乳幼児健診未受診児の状況確認及び健診受診後の状況確認を行い、子どもたちへの支援について保育士等と一緒に考えていくことで、子どもやその保護者に対し統一した支援を行います。 実績：実施しています。(H25)	・市内保育所、幼稚園への巡回訪問の継続及び個別支援の充実
12	障害児保育 (再掲) 【福祉課】	今後も適切な環境のもとで、他の子どもとの集団生活を通して健全な発達が行われるよう、障がいのある子どもの福祉の増進を図ります。 実績：実施しています。(H25)	・障害児保育を行うために保育士を加配した保育所への補助制度の継続
129	就学指導委員会の実施 【学校教育課】	心療内科医、特別支援学級設置校関係者等により、障がい児に対する適切な就学指導を実施していきます。 実績：年2回実施(H25)	・「就学指導委員会」の名称を「就学支援委員会」と変更すると共に、ニーズに応じた就学支援を総合的に判断できるように工夫・改善します。
130	就学時健康診断 【教育総務課】	身体的な健康診断とともに安心して就学できるように教育相談も充実させ、各小学校と連携し、情報共有も実施します。 実績：各地域4箇所実施(H25)	・各地域4箇所実施していきます。

## 第5章 事業計画

---



## 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「日置市全域の1区域」と設定することとします。

## 2 教育・保育の量の見込み

### (1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

市に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

#### ①教育・保育の認定区分

1号認定: 3－5歳 幼児期の学校教育

(子ども子育て支援法 19 条 1 項 1 号に該当: 教育標準時間認定)

2号認定: 3－5歳 保育の必要性あり

(子ども子育て支援法 19 条 1 項 2 号に該当: 満3歳以上・保育認定)

3号認定: 0－2歳 保育の必要性あり

(子ども子育て支援法 19 条 1 項 3 号に該当: 満3歳未満・保育認定)

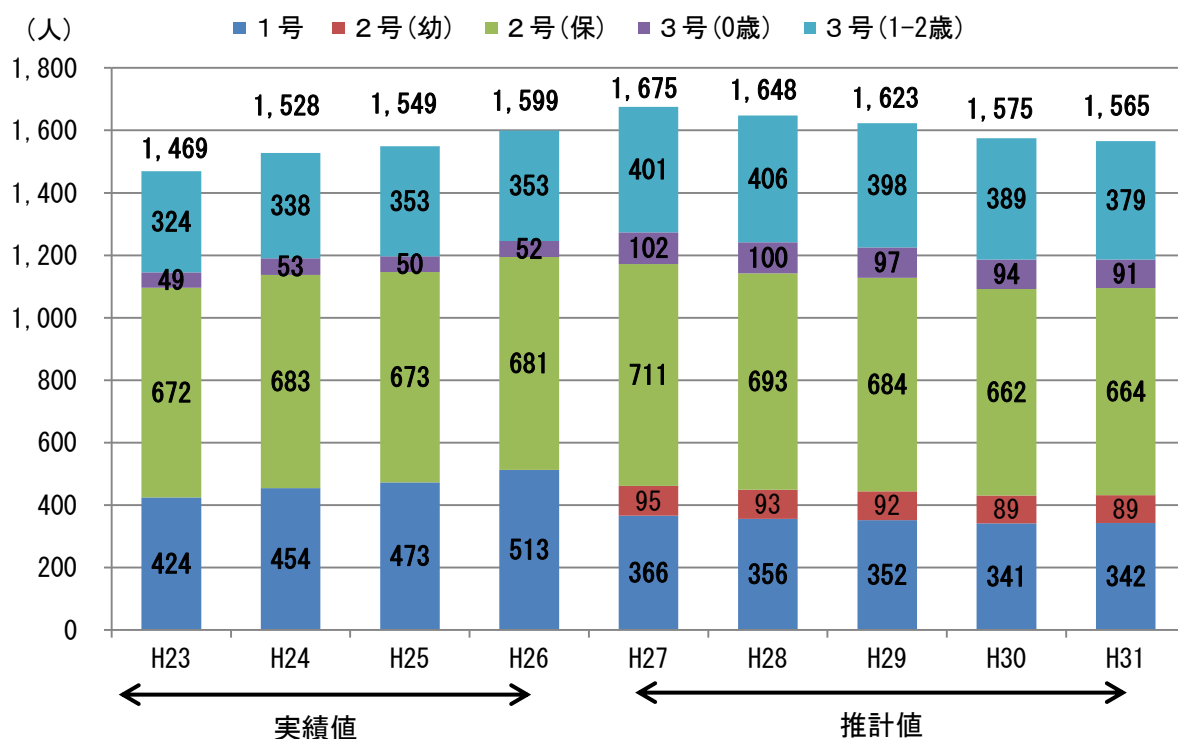
## (2) 現在の教育・保育利用状況と今後の推計

### ①現在の教育・保育利用状況(平成23～26年)

- 幼稚園(1号認定)の利用状況は、424～513人となっています。
- 保育所(2号認定)の利用状況は、672～683人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用状況は、49～53人となっています。
- 保育所(3号認定、1-2歳児)の利用状況は、324～353人となっています。

### ②ニーズ調査による今後の教育・保育利用希望(平成27年～平成31年)

- 幼稚園(1号認定)の利用希望は、341～366人となっています。
- 幼稚園希望(2号認定教育ニーズ)の利用希望は、89～95人となっています。
- 保育所希望(2号認定)の利用希望は、662～711人となっています。
- 保育所(3号認定、0歳児)の利用希望は、91～102人となっています。
- 保育所(3号認定、1-2歳児)の利用希望は、379～406人となっています。



### (3) 提供体制の確保の内容およびその実施時期

市は、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

市の教育・保育の見込みは、計画期間初年度は1,675人、計画最終年度は1,565人の利用が見込まれます。

教育・保育の量の見込み

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
1号認定+2号認定(教育ニーズ)	461	449	444	430	431
1号認定	366	356	352	341	342
2号認定(教育ニーズ)	95	93	92	89	89
2号認定(保育所、認定こども園)	711	693	684	662	664
保育ニーズ	711	693	684	662	664
3号認定(保育所、認定こども園)	503	506	495	483	470
0歳児	102	100	97	94	91
1-2歳児	401	406	398	389	379
2号認定(保育ニーズ)+3号認定	1,214	1,199	1,179	1,145	1,134
合計	1,675	1,648	1,623	1,575	1,565



#### (4) 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保人数

1号認定+2号認定(教育ニーズ)は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

確保方策は計画期間当初から量の見込みを満たしており、利用定員数は十分であることが見込まれます。

1号認定+2号認定(教育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	461	449	444	430	431
②確保方策(利用定員数)	720	700	660	660	660
特定教育・保育施設	460	440	400	400	400
確認を受けない幼稚園	260	260	260	260	260
②-①過不足	259	251	216	230	229

#### (5) 2号認定(保育ニーズ)の確保方策

2号認定(保育ニーズ)は、「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」で対応します。

本市の保育所、認定こども園、地域型保育事業の2号認定の利用定員数は、計画期間中間年度で684人であり、平成29年度には、量の見込みを確保できることが見込まれます。

2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み	711	693	684	662	664
②確保方策(利用定員数)	662	673	684	684	684
特定教育・保育施設	662	673	684	684	684
地域型保育事業	0	0	0	0	0
②-①過不足	▲49	▲20	0	22	20

## (6) 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策

3号認定(0歳、1-2歳)は、「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」で対応します。

本市の「保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業」の3号認定(0歳児)の利用定員数は、計画中間年度では98人であり、平成29年度以降は、量の見込みを確保できることが見込まれます。

3号認定(1-2歳児)の利用定員数は、平成29年度に398人であり、計画中間年度には、量の見込みを確保できることが見込まれます。

3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		H31年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	102	401	100	406	97	398	94	389	91	379
②確保方策(利用定員数)	92	386	95	392	98	398	98	398	98	398
特定教育・保育施設	92	386	95	392	98	398	98	398	98	398
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②-①過不足	▲10	▲15	▲5	▲14	1	0	4	9	7	19

## (7) 保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

### ①保育利用率

満3歳未満の子どもの数全体に占める認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する満3歳未満の子どもの利用定員数の割合。

保育利用率 = 3号子どもに係る保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体

### ②保育利用率の目標値の設定

▼市町村は、平成29年度末までに、量の見込みに対応する保育の量を確保することとされていることから、「保育利用率の目標値」は、市民ニーズ調査により把握した平成29年度の3号に該当する子どもの保育の利用希望の割合（以下「利用意向率」という。）と同率の47.1%とします。

平成29年度 495人(0-2歳利用希望)/1,052人(0-2歳推計児童数)=47.1%

▼各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める「確保の方策(表「3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策」の「②確保方策(利用定員数)」欄に記載した利用定員数)の割合とします。

保育利用率は、平成29年度以降において達成できる見込みとなっています。

3号認定保育利用率の推移

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①目標利用意向率	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%	47.1%
②保育利用率	44.5%	45.3%	47.1%	48.3%	49.7%
確保方策(利用定員数)	478	487	496	496	496
0-2歳推計児童数	1,073	1,076	1,052	1,026	997

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保

#### (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施します。(子ども・子育て支援法第59条)

#### 対象事業

地域子ども・子育て支援事業	①利用者支援事業【新規事業】
	②地域子育て支援拠点事業
	③妊婦健康診査
	④乳児家庭全戸訪問事業
	⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
	⑥子育て短期支援事業
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	⑧一時預かり事業
	⑨延長保育事業
	⑩病児保育事業
	⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】
	⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

## (1) 利用者支援事業【新規事業】

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

### 【事業概要】

---

#### ●利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」、「相談」、「利用支援・援助」を行います。

#### ●地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等を行います。

### 【今後の方向性】

---

●保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育園や幼稚園の預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行う窓口として地域子ども子育て支援拠点事業4箇所と役所窓口(本庁、支所)を検討します。

●単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動情報の提供や発信など、利用者にはわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 【現状】

本市では、地域子育て支援拠点事業を市内4箇所で開催しており、過去の事業実績は、842人回/月から1,013人回/月で推移しております。

事業実績

区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
利用人数【人回/月】	924	945	1,013	842
実施箇所	4	4	4	4

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、2,040人から1,890人で推移しています。
- 地域子育て支援拠点事業の確保方策は、既存施設は充分余裕があり、対応可能であることから、今後も現状体制(4箇所実施)を確保します。

量の見込みと確保方策

区分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	
①量の見込み【人回/月】	2,034	2,040	1,994	1,945	1,890	
確保方策	②【人回/月】	2,034	2,040	1,994	1,945	1,890
	【箇所】	4	4	4	4	4
過不足②-①	0	0	0	0	0	

### (3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【現状】

本市の妊婦健康診査の平成 21 年度から平成 23 年度の事業実績は 4,017 人から 4,260 人で推移しています。

事業実績

区 分	H21 年度	H22 年度	H23 年度
実績【人回(延べ回数)】	4,017	4,136	4,260

#### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、過去の事業実績平均値 4,137 人とします。
- 妊婦健康診査の確保方策は、保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人回】	4,137	4,137	4,137	4,137	4,137
確保方策	②【人回】	4,137	4,137	4,137	4,137
	【受診券配布窓口】	4	4	4	4
過不足②－①	0	0	0	0	0

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### 【現状】

本市の平成26年度の乳児家庭全戸訪問事業見込は326人となっています。

##### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、計画期間中の0歳児推計人口とします。
- 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、市内4箇所に対応します。

量の見込みと確保方策

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み【人】		343	336	326	317	307
確保方策	②【人】	343	336	326	317	307
	【対応箇所】	4	4	4	4	4
過不足②－①		0	0	0	0	0

※推計児童数 平成20年から平成26年度の住民基本台帳を基にコーホート変化率を用いて推計しました。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

##### 【現状】

本市の平成26年度養育支援訪問事業の見込みは176人となっています。

##### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、154人から172人とします。
- 妊婦健診、乳幼児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査などと連携し、養育訪問事業の充実につなげます。

量の見込みと確保方策

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①量の見込み【人】		172	168	163	159	154
確保方策	②【人】	172	168	163	159	154
	【対応窓口】	4	4	4	4	4
過不足②－①		0	0	0	0	0



## (6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 【現状】

本市では、5施設と契約し子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より55人日から59人日としています。
- 今後も現状の5施設と連携し、子育て短期支援事業（ショートステイ）を行います。

量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
①量の見込み【人日】	59	58	57	56	55	
確保方策	②【人日】	59	58	57	56	55
	【契約施設】	5	5	5	5	5
過不足②－①	0	0	0	0	0	

## (7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### 【現状】

現在、本市では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施していません。

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より0人としています。
- ニーズ調査結果より、量の見込みはなかったものの、自由意見が寄せられていることや「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であることから、今後、事業実施について検討を行います。

量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人日】	0	0	0	0	0
②確保方策【人日】	—	—	—	—	—
過不足②－①	0	0	0	0	0

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### 【現状】

本市では、在園児を対象とした「預かり保育」を3幼稚園、「一時預かり」を8保育所で実施しています。

平成26年度の幼稚園型による一時預かりの事業実績見込みは20,359人日としています。

一般型の平成26年度事業実績見込みは8,135人日としています。

#### 事業実績

区 分		H26 年度見込み
幼稚園型	【人日】	20,359
	【箇所】	3
一般型	【人日】	8,135
	【箇所】	8

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より幼稚園型(1号認定)を3,807人から4,075人、幼稚園型(2号認定)20,476人から21,920人としています。  
一般型の利用はニーズ調査結果より5,241人から5,626人としています。
- 一時預かり事業の確保方策は、幼稚園型においてもニーズがあれば、現状体制で十分対応可能であることから、今後も体制を確保し、保護者の一時的な保育負担の軽減に努めます。

#### 量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	
量の 見込み	①幼稚園型(1号認定)【人日】	4,075	3,973	3,923	3,797	3,807	
	②幼稚園型(2号認定)【人日】	21,920	21,367	21,100	20,423	20,476	
	③一般型【人日】	5,626	5,564	5,466	5,312	5,241	
確保 方策	幼稚園型	④【人日】	25,995	25,340	25,023	24,220	24,283
		【施設】	3	3	3	3	3
	一般型	⑤【人日】	8,135	8,135	8,135	8,135	8,135
		【施設】	8	8	8	8	8
過不足	幼稚園型④－(①＋②)	0	0	0	0	0	
	一般型⑤－③	2,509	2,571	2,669	2,823	2,894	

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施します。

### 【現状】

本市では現在、18 箇所にて延長保育を実施しており、平成 26 年度実績見込みは 554 人となっています。

事業実績

区 分	H26 年度見込み
利用実績【人】	554
実施箇所	18

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より 429 人から 461 人としています。
- 延長保育事業の確保方策は、現状体制で十分対応可能であることから、今後も体制を確保し、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実に努めます。

量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人】	461	455	447	434	429
確保方策	②【人】	554	554	554	554
	【箇所】	18	18	18	18
過不足②－①	93	99	107	120	125

## (10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### 【現状】

本市では、市内 2 箇所において病後児保育事業を実施しています。

平成 26 年の利用実績見込みは 100 人日となっています。

### 【量の見込みと確保方策】

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より 432 人から 464 人としています。
- 病後児保育事業の確保方策は、現状体制で十分対応可能であることから、今後も体制確保に努めます。病児保育については、保護者の子育てと就労の両立を支援する点からニーズが高まっており、医療機関との連携に努めます。

量の見込みと確保方策

区 分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
①量の見込み【人日】	464	458	450	438	432
確保方策	②【人日】	1,200	1,200	1,200	1,200
	【箇所】	2	2	2	2
過不足②－①	736	742	750	762	768

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

**【 現状 】**

本市では、市内 14 箇所にて放課後児童健全育成事業を実施しており、平成 26 年度の実績見込みは 409 人となっています。

事業実績

区 分		H26 年度実績見込み
実績	年間利用実績【人】	409
	実施箇所数【箇所】	14

**【量の見込みと確保方策】**

- 計画期間中の量の見込みは、ニーズ調査結果より低学年・高学年併せて 545 人から 565 人としています。
  - 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の確保方策は、量の見込みに対して、計画期間中間年度には確保可能となる見込みです。
- 本市では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）以外の単独事業、自主事業や放課後子どもプランなど、放課後の子どもの居場所を確保するための他の事業と連携し、今後も必要な者が支援を受けられるよう努めます。

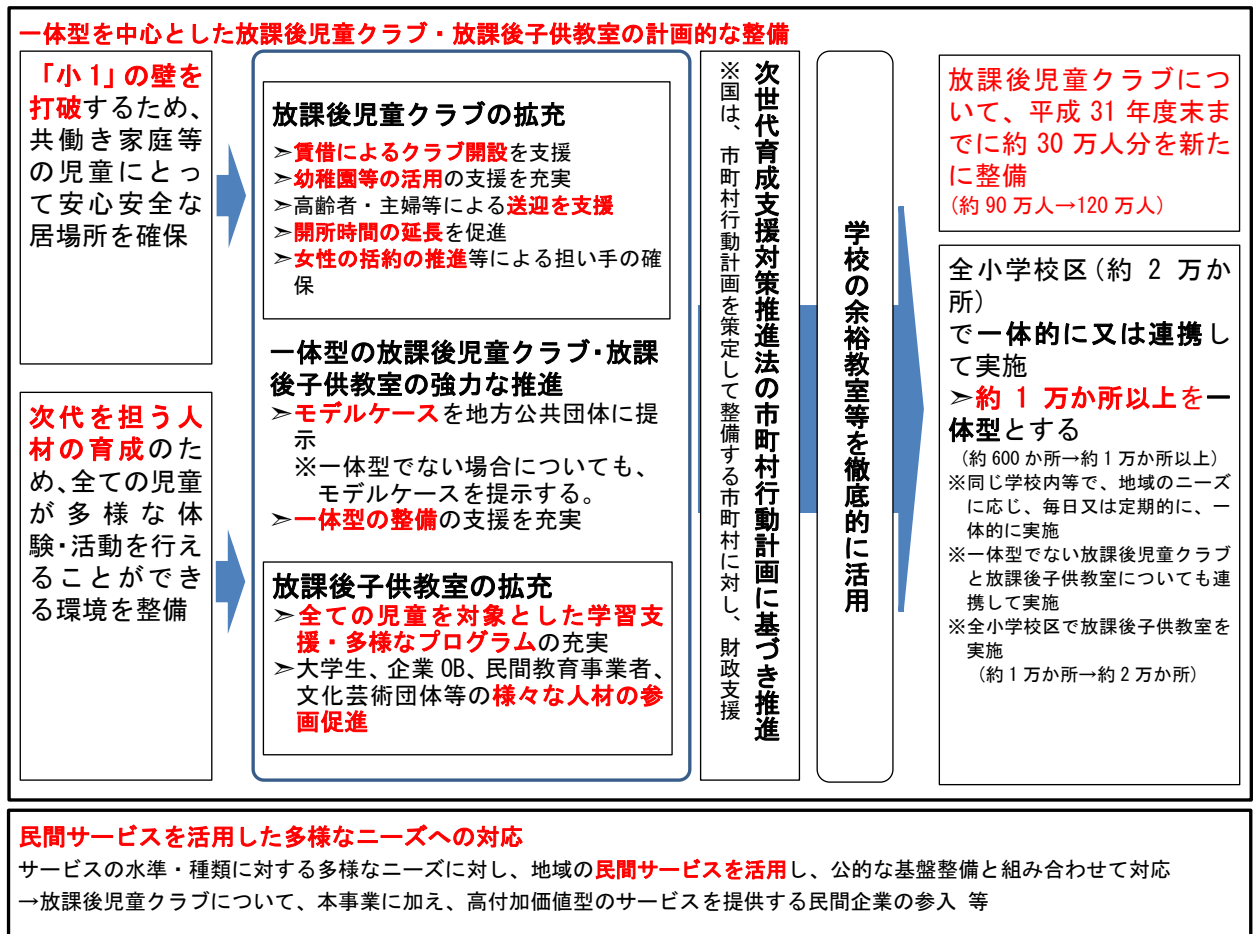
量の見込みと確保方策

区 分		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の 見 込 み	利用者数（低学年）【人】	406	410	396	388	378
	利用者数（高学年）【人】	156	155	164	165	167
	①利用者数【人】	562	565	560	553	545
確保 方 策	②利用可能数【人】	560	560	560	560	560
	実施箇所数	14	14	14	14	14
過不足②－①		▲2	▲5	0	7	15

※利用可能数は、新制度における基準である 1 クラスあたりの児童の数をおおむね 40 人以下と設定しているため、1 クラス 40 名で設定しました。

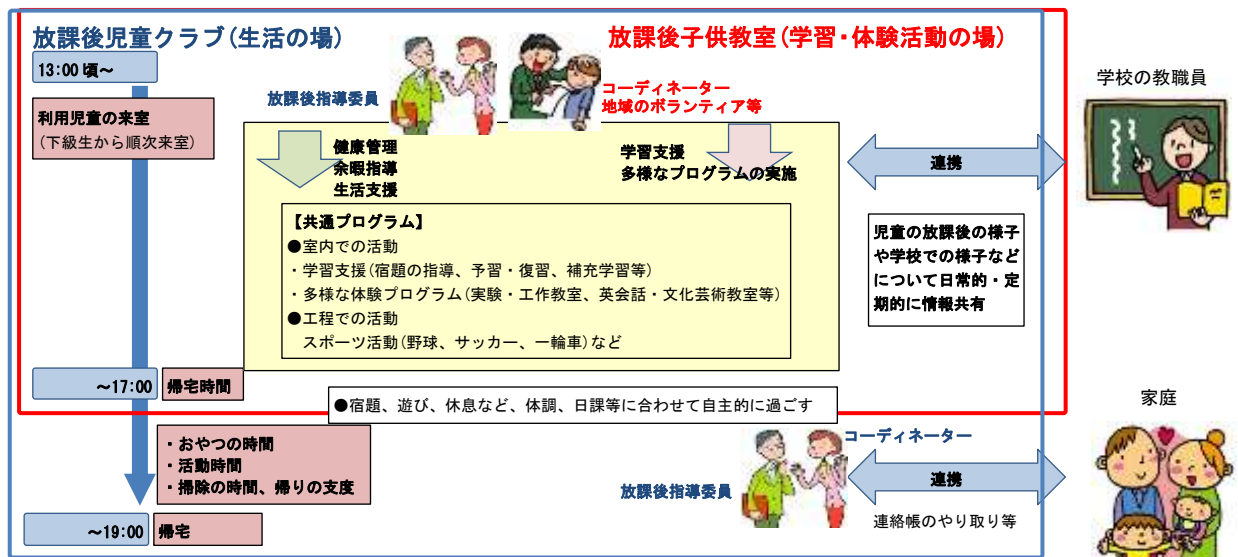
「放課後子ども総合プラン」は、いわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての子どもが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において策定されました。

放課後子ども総合プランについて



「放課後子ども総合プラン」における「一体型の放課後クラブ及び放課後子供教室」とは、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の子どもを含めたすべての子どもが放課後子ども教室の活動プログラムに参加できることをいいます。

一体型のイメージ



## ※放課後子供教室

放課後児童健全育成事業の展開により放課後子供教室は、未実施となっています。

今後、放課後子供教室に係る利用見込調査を放課後児童健全育成事業の運営事業者及び小学生の保護者に対し実施し、その調査結果の分析を踏まえ放課後子供教室設置を福祉課と連携して協議します。

また、上記関係者に加え学校関係者等からなる組織を立ち上げ、これまでの保育所を中心とする放課後児童健全育成事業の利用実態を十分に踏まえ協議を進めることとしています。

日置市教育振興基本計画においては、学力及び体力向上の推進を図っており、放課後子ども教室の場を通じた積極的な学習及び運動の機会も検討することとし、さらに、地理的条件等によっては、既存の放課後児童健全育成事業との連携又は一体的な実施も検討します。

31年度までの目標事業量

(単位：箇所数)

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後子供教室	0	1	2	3	4
うち 一体型	0	0	1	1	1

### ※目標事業量設定の考え方

#### 1 放課後子供教室について

基本的には、来年度のニーズ調査の結果内容及び検討会の協議結果によって目標値は設定することとなるが、今年度、当該計画作成時期であり、また、国目標値である各校区1箇所設置は考慮し、31年度までに各地域1箇所の設置とします。

#### 2 一体型（放課後児童健全育成事業と一体的に実施）

地理的に一体的に取り組みそうな伊集院小（保育園）等を主に検討することとしています。

#### 3 その他

当該計画は見直し時期が29年度にあることから、その時期において検討会の協議結果等を踏まえた数値に変更することとします。

※参考 第2期日置市教育振興基本計画内の放課後子供教室の内容抜粋

### 現状と課題

○親の共働き等世帯が多くなってきており、長期休業日等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりの確保が必要となってきました。

### 具体的施策

○放課後及び長期休業日等における子どもたちの居場所づくりについては、これまでの保育園を中心とする放課後児童健全育成事業の利用実態を十分に踏まえるとともに、国及び県の動向を注視し放課後子供教室の実施を検討していきます。

事業名	事業内容	担当課
放課後子供教室	授業等における学習補助や放課後等に子どもたちの安心安全な活動場所を確保する放課後等支援、子どもの安全確保のための見守り、子どもの健康等に関する指導助言等、様々な教育支援活動を行います。	教育総務課 学校教育課 社会教育課

## (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規事業】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### 【確保方策】

---

今後の国の動向を見ながら、検討します。

## (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規事業】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

### 【事業概要及び確保方策】

---

#### ●巡回支援

##### ■目的

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿の確保や、新制度において住民ニーズに沿った多様な保育の提供を進める際に、多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行い、地域ニーズに即した保育等の事業の拡大を図ることを目的としています。

##### ■事業内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市の支援チームにより、事業を実施するものとする。

##### ■支援対象

保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市において支援が必要と認めた事業者を対象とします。

##### ■確保方策

新規参入施設等の事業者への支援について、本市の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、市内既存施設による対応で充分であり、現時点において検討・実施は予定していません。



## ●特別支援

### ■目的

子ども・子育て支援新制度において住民ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進める上で、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子ども（以下「対象障がい児」という。）を認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ることを目的としています。

### ■実施場所

認定こども園

### ■対象者

- ・認定こども園に在籍している対象障がい児
- ・対象障がい児の障がいの範囲や認定方法等は私学助成や障害児保育事業における自治体の実施状況を踏まえて検討します。

### ■補助対象及び補助要件

- ・当該認定こども園において、2人以上の障がい児（対象障がい児以外も含む）を受け入れていること。

### ■確保方策

特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

## 4 その他事項

### (1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。

### (2) 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

また、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を行います。

### (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な職場環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方の中で、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

## (4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

### ①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等の相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、養育支援事業につなげていきます。

### ②社会的養護体制の維持・確保

本市は、5施設と連携し、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う社会的養護体制を整備しています。

今後も、子どもが健やかに成長するため、関係機関の理解と協力を通じ、地域の中で社会的養護が行える体制の維持確保に努めます。

### ③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

### ④障がい児施策の充実

障がい児施策は、療育・保育・教育に携わる者の専門性の向上を図るとともに、専門家の協力を得ながら子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、関係機関が連携し、障がい児施策を総合的に推進します。

また、保護者へ必要な情報提供や助言等を行い、事業利用の円滑化を図ります。

---

## 第6章 推進体制



## 1 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの市民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く市民に周知します。

また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパンフレット及びリーフレット等を活用せるよう、情報提供に努めていきます。

## 2 計画の推進

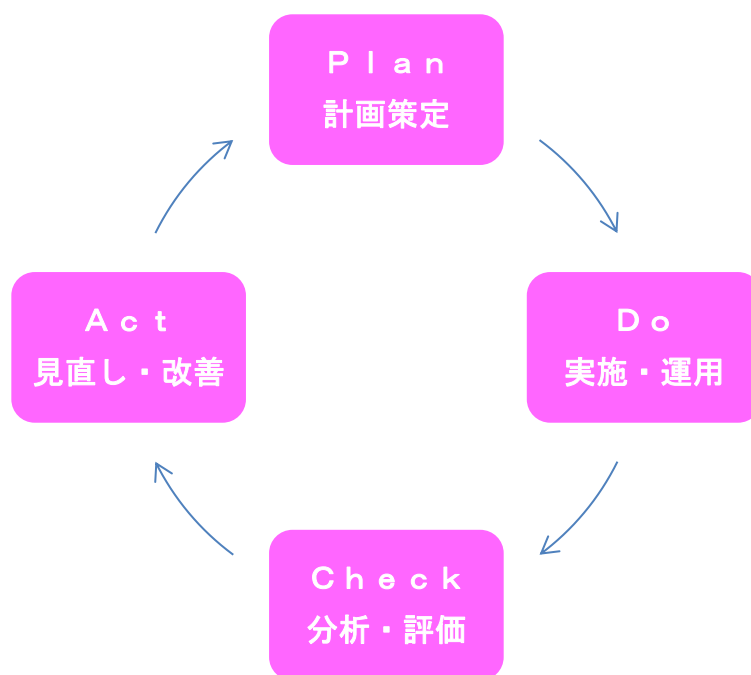
本計画を着実に推進していくには、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体である認定こども園、幼稚園、保育所等や地域子ども・子育て支援事業の担い手が、おのおの役割を果たすとともに、相互に連携を図っていくことが重要です。

行政も、それぞれの施設が適切に役割を果せるよう相互の連携を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。

## 3 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「日置市子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体などから得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。



## 4 成果指標

### (1) 地域における子育て支援

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 31 年度 (目標)
こんにちは赤ちゃん事業	100%	100%	100%
育児支援家庭訪問事業	98.8%	100%	100%

### (2) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 31 年度 (目標)
妊娠・出産に満足している母親の割合	84.0%	91.0%	増加
妊娠満 11 週以内での妊娠届出率	75.0%	90.4%	増加
産後うつスクリーニングの陽性者率（3～5 か月児検診）	5.3%	2.3%	減少
子育てに関して不安や負担を感じる親の割合	2.4%	—	減少
乳幼児をもつ保護者において子育てに関する悩みや不安を相談する相手がいる人の割合	99.4%	99.9%	増加
1 歳 6 か月児健康診査の受診率	92.5%	93.0%	増加
未就学児における朝食を毎日食べる児の割合	91.7%	94.2%	増加
1 日 1 回は家族全員で食事をする割合	86.1%	86.9%	増加
自分のことが好きな子どもの割合（中学生）	27.4%	21.4%	増加
低出生体重児出生率	8.1%	—	減少
3 歳児のむし歯罹患率	28.1%	23.7%	減少
かかりつけ医がいる割合	89.2%	94.4%	増加
事故防止策をとっている家庭の割合	75.7%	86.8%	増加

(3) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 31 年度 (目標)
中高生等の乳幼児ふれあい体験の充実	7校 761 人の 生徒に実施	6校 437 人の 生徒に実施	全校で実施
学校評議員の設置推進	全校設置	全校設置	全校設置
家庭教育学級・講座の開催	27 学級	32 学級	32 学級
親子による交流・自然体験学習の開催	3 回	10 回	10 回

(4) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 31 年度 (目標)
子育てマップの配布	現在配布中	現在配布中	事業の継続
歩道整備の推進及び歩道幅員の広い施工	文化通り線の 整備、郡中央 通り線の整備 推進	県施行郡中央 通り線建物等 調査用地補償	事業の継続
通学路の安全点検	年 1 回実施	年 1 回実施	事業の継続
ロードミラーの整備・交通安全看板等の設置	各自治会から の要望を精査 し設置	各自治会から 要望を精査し 設置	事業の継続



(5) 子育てを支援する生活環境

評価指標	平成 20 年度 (前回実績値)	平成 25 年度 (実績値)	平成 31 年度 (目標)
交通安全教育の推進	全学校で年 1 回実施	(児童、生徒のみ) 178 回開催 参加者 約 11,698 人	現状に加え広報誌等による交通安全意識の啓発
防犯講習会の実施	全学校で年 1 回実施	17 回 571 人	現状に加え広報誌等による防犯意識の啓発
こども 110 番の家活動の支援	警察と連携し、子ども 110 番の家活動の支援	警察と連携し、子ども 110 番の家活動の支援	現状に加え広報誌等による防犯意識の啓発
防犯灯の整備促進	各自治会からの要望を精査し設置	「地域づくり推進事業」等で各自治体からの要望を精査し設置。	設置件数の増加

---

## 参考資料



日置市子ども・子育て会議設置条例

平成25年10月4日

条例第23号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、日置市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 保育教育関係団体の代表
- (2) 保健医療福祉関係団体の代表
- (3) 各種団体の代表
- (4) 学識経験者等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

6 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 日置市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年日置市条例第45号）の一部を次のように改正する。

日置市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	役 職	氏 名	備 考
保育教育関係 団体の代表	日置市幼稚園代表	麦野 賦	学校法人伊集院敬愛学園理事長
	日置市保育園代表	鮫島 尊美	社会福祉法人白百合福祉会理事長
	日置市小・中学校代表	宮内 良平	住吉小学校校長
	P T A 連絡協議会代表	東 清剛	日置市 PTA 連絡協議会会長
	医療関係者	奥 章三	鹿児島こども病院院長
保健医療福祉 関係団体の代 表	伊集院保健所	西原 洋子	保健師
	療育代表	潟山 康博	社会福祉法人大潟福祉会理事長
	社会福祉協議会代表	井上 幸一	社会福祉協議会会長
	母子保健推進員代表	坂下 真由美	母子保健推進委員
	主任児童委員代表	東 ひとみ	主任児童委員
	児童養護施設代表	大迫 信夫	友愛学園
	養育里親代表	横山 富子	小規模住居型児童養護事業 (横山ホーム)
	一般事業主代表	東福 立子	株式会社協栄 代表取締役社長
各種団体等の 代表	地域子育て支援センター	満尾 昌子	子育て支援センター施設長
	自治会長代表	下村 俊治	日置市自治会長連絡協議会会長
	商工会代表	西 陽三	日置市商工会会長
	乳幼児を持つ母親代表	阿多 由紀	乳幼児を持つ母親代表
	乳幼児を持つ母親代表	有元 陽子	乳幼児を持つ母親代表
	乳幼児を持つ母親代表	上蘭 真由美	乳幼児を持つ母親代表
学識経験者		内村 友治	日置市教育委員長